



予算案には給付費に対する国庫負担一割五分という見地で以て予算を組んでおります。かような考え方から、前内閣、前国会において皆さんの御協賛をお願いいたしました給付費国庫負担の線は、一応同様の線にて本国会に予算を提出いたしております。なおその他過年度からの赤字に対する貸付金等につきましても、いずれこれは詳細に御説明を申し上げますが、貸付金の制度、これは条件或いは貸付額等に対しましては制限を緩和いたしまして法律案を出し、又予算等におきましてもさような考え方で以て予算案を提出いたしておりますのであります。法律案といたしましては国民健康保険再建整備資金貸付法の一部改正法律案を提出いたしております。いずれ御審議を願うことと考へます。これによつて過年度の赤字を解消いたしますための経費といたしまして四億六千八百九十余万円を計上いたしておりますのであります。

なお只今申上げました一割五分に相当いたします額といたしましては、これ又前国会に提出いたしました予算案と大体同額、二十九億六千万円を助成交付金として計上いたすことに相成つておるのであります。これらの施策が両々相待つて従来問題になりました国民健康保険の改善整備拡充に資するものと考へるのであります。

なお健康保険につきましても、これ又大体内閣、前内閣以来の方針を踏襲いたしまして、適用範囲の拡大、なお又療養期間の延長、これを改めて本国会に法律案及び予算案を提出いたしておりますのであります。大体これにつきましても、すでに御了承のこととありますから詳細に申述べます。

とを省略いたしますが、適用範囲の拡大によつて大体六十万人ぐらゐの被保険者の拡大が期待できると考へております。なお又療養期間の一年間延長によりまして長期結核患者等が相当救われるものと考へるのであります。

なお健康保険におきましても、これらの改正と対応いたしまして、船員保険或いは厚生年金保険におきましても所要の改正を考へまして、法律案の御審議を願つております次第であります。

なお、これ又前内閣に引継ぎまして現在全国で八十五万人、或いはいろいろの数字につきましてもございします。が、大体八十万人の日雇労働者に対する健康保険の途を開きたいというところでもつて、日雇労働者に対する健康保険を創設いたすべく法律案を提出いたしまして御審議を願うことに相成つております。これは解散等によつてズレましたので、昭和二十九年の一月の十五日から施行を目途といたしましてこの法律案を提出いたしておりますのであります。この法律案につきましてもいろいろ論議がございまして、できれば普通の健康保険並の或いは国民健康保険並の給付内容を持つたものにならしたいと考へておりましたが、財政上の都合、いろいろな点もございまして、一応今回は事務費に対する国庫負担をいたしますが、給付費に対する国庫負担は今回は一応いたしておりません。先ずもつてこの面における健康保険の創設ということをして今後これらの保険内容の整備を図ることといたしたい。これによつて大体五十万人ぐらゐの日雇労働者その対象といたし得ることに相成ると思ひます。

が、いずれ法案等において御審議を願うことに相成つております。これらの保険事業の運営のための必要な事務費、保健施設費及び福祉施設費の全額を国庫において負担いたしますのであります。これに必要な経費一億八千二百六十七万円を予算案に計上いたしております。

次に医療機関の整備でございします。これは従来とも努力をいたして参つたのでございしますが、例えば結核につきましても一応十九万床を目標といたして従来とも年々増床いたして参つております。大体二十七年末で十三万床余に相成ると思ひますが、昭和二十八年年度の予算案におきましては一万床の増床を期しております。なお国立病院のうちから三千床を結核療養所に転換いたすことといたしてあります。そのための経費十億八千八百八十九万円を予算案に計上いたしてあります。

なお今回又新たに設けられましたもの一つといたしまして、結核は死亡等は減つておりますが、結核患者は別に減つたわけではなしに、むしろ殖えたと申し得るのであります。殊にこの結核療養に一番大事ないわゆるアフター・ケアに対する施設が従来ございしませんので、これに対する要望も非常に強かつたのでございします。本予算案におきましては新たな試みといたしましていわゆるこのアフター・ケアに対する施設を設けることといたしましてそれに対する補助に必要を経費、一応これは初めてでございします。から、テスト・ケースというわけでもございせんけれども、先ずこゝういふふうな施設を最初に開きたいというこ

とで努力いたしまして、予算案といたしましては軽少でございします。が、今後充実に期することといたしまして一応本年度には二百八十万円を計上いたしてあります。

なお額でございします。が、額につきましては国立療養所に千床の増床を行いたいと思つてゐるのであります。これによつて患者がでるだけいふわけに、完全を予防上も願ひたいと思つて、増床を行つておりました。一応一千床の増床を行つておりました。それに必要な計費一億九千九百万円を計上いたしてあります。なお額の予防法に關しましては前国会におきまして改正案を提出いたしましたのであります。その後いろいろこれには論議もあり又患者の希望もございまして、その後各般の事情も勘案いたしまして只今折角改正案について検討中であります。

なおこの点について昨日衆議院の予算委員会においても質問がございしましたので一言附言いたしたいと考へます。が、額予防法に対する改正案につきましては主眼点が四つ五つありますけれども、そのうち一つについて前国会に提出いたしました改正案をそのままに今回提出いたすかどうかにつきましては折角検討いたしてあります。そのうち或いは二も少し緩和いたしたほうがいいのではないかと申す点もございします。折角検討中ではございします。いずれ各位の御審議をお願いいたしたいと考へておられますので、この点は御了承をお願いしたいと思います。

まして、一億八千万円を計上いたしてあります。その他一般医療施設の整備を図りましたために国立一般病院の建設費補助金六千万円を計上いたしてあります。なお国民健康保険の直営診療所の整備費補助金といたしまして四億円を計上いたしてあります。なお公立以外の一般病院、診療所の建物設備等を整備改善いたすための長期且つ低利の資金の融通を要望する声がかねて非常に大でございしましたので、今回国民金融公庫及び中小企業金融公庫等を通じて融資する途を始めて開きまして、新たに五億という枠を設定いたしたいと考へておるのであります。

なお国民医療の整備改善を図りますための第三の問題は、疾病の予防及び治療に關するものであります。が、結核、癩その他の伝染病の予防につきましても、従来ともその努力を続けまして、幸いして着々その効果を収めて参つておるのでございします。が、殊に結核は先ほども申しました通り死亡率は半減するといふふうな情勢に至つております。併し結核患者そのものはむしろ減つていないのであります。から、この際努力を緩めませんで、今後とも結核の撲滅に努力をいたしたいと考へておるのであります。従つてこれらの結核の予防治療、これらに關する経費をいたしまして、先ほども申述べました増床を含めまして百二十六億九千三百万円を計上いたしてあります。

なお額予防につきましても、先ほど申上げましたが、これらの増床分を含めまして十六億六千七百万円を計上いたしてあります。なお又死亡率につきましてもはむしろ

なご精神病につきましてもは千二百床の増床を行つておりました。

結核に劣らない、それ以上の死亡率を示すと言われ、又非常な国民としても困難な病氣であります。癌であります。癌が、何とかしてこの癌というものに對する治療の完全を期したい。これによつて死亡率を軽減したい。これに考へから、癌の研究を推進することにいたしました。考へまして、今回提出いたしました予算案には、財団法人癌研究所の戦災建物の復旧のための国庫補助といたしまして五百万円を計上いたしておるのであります。

なお厚生省といたしましては、国民医療の重大な第一線機関といたしまして従来保健所の整備に努力をいたして参つておるのであります。これは社会保障制度審議会の答申にあります通り、十万人単位に一カ所というような勘告もございまして、この勘告の目標に對して精進をいたしたいという考へで、この保健所の整備に努力をいたして参つておるのであります。本年度といたしましてはC級の保健所を新たに二十カ所新設いたしますのと、C級の保健所からA級の保健所への格上げを十カ所所望したいと考へておるのであります。これに必要な経費が十五億五千五百万円でございます。

なお国民の健康或いは公衆衛生の基盤とも申すべき下水道、下水道、これらに對しては、その整備を図りたいと考へます。補助金といたしまして一億二千九十万円を計上いたしておるのであります。

只今申上げましたのは、いわゆる国民医療の面、これに関連した医療、社会保険等の面でございますが、厚生行政として、第二に考へております問題は母子福祉対策の問題であります。

ります。従来とも母子寮或いは保育所等の整備を図りまして、これらの点に對して意を用いて参りましたが、今回これらにつきましての増設、整備を図りたいと考へまして補助金四億六千万円を計上いたしておるのであります。なおそのほかにさきの国会において制定せられました現に施行されております母子福祉資金の貸付等に関する法律、これに基づきます施策の充実に資するため、母子家庭に對しまして生業資金、就学資金等の貸付を行います。都道府県に對する貸付金といたしまして七億四千七百万円を計上いたしておるのであります。これと同額のもので都道府県から支出されまして、おおよそこの倍額の貸付金と相成るのであります。なおこれ又この法律によつて新たに設けられます母子家庭に對する身上の相談として母子相談員を置くことに相成つておりますが、この母子相談員を新たに創設いたしますに必要経費の補助金といたしまして四千七百万円を計上いたしておるのであります。

なおこの母子家庭に對する施策といたしまして、これらの貸付金等のほかには例へば専売のたばこ小売店等を開く際における便宜を与えることに相成ると思ひますが、これらの点につきましては専売公社等と折角協議をいたしまして、法律に定められました目的の達成に努力をいたして参ります次第であります。

第三に申上げたいと考へますのは戦傷病者、戦没者遺族及び未帰還者留守家族の援護の強化に関する問題であります。これらの問題に對しましては従来とも最善の努力を払つて参つておるのであります。

第四は人口政策の確立に関する問題であります。人口問題の重要であります。これは今更喋々を要しませんが、従来この人口問題に關しまして

のであります。昨年の四月に制定された戦傷病者、戦没者遺族等の援護法の運用を中心といたしまして種々の施策もいたし最大の努力を払つて来たつもりであります。国会には更に適用範囲を拡大いたしますこと、なお配偶者一百万円その他の者五千円と相成つておりますのを先順位者二万五千二百円その他の遺族五千円とする年金額の改訂も考へいたしました。これらに必要な改正法案を今国会に提出いたしておるのであります。従つてこれらに要する経費といたしまして二十八億四千円を計上いたしまして御審議を願つておるのであります。

なお留守家族援護につきましては、従来復員者給与法及び特別未帰還者給与法、この二つの法律によつてこれらの援護を期して参りましたが、かねて問題になつております一般邦人に對する援護或いは年金額等の支給額等の増額等のことも考へまして、今回恩給法の制定とも勘案いたしまして、新たにこの両法案を一つにいたしまして適用範囲の拡大、或いは支給額の増額等を考慮いたしまして、新たに未帰還者を考慮いたしまして、留守家族援護法を制定いたしまして、留守家族に對しましては先順位者に對して月二千四百円、その他の者に對しては月四百円の留守家族手当を支給する等の措置を講じまして、留守家族の援護を強化したいと考へております。これに必要な経費といたしまして二十億九千万円を予算案に計上いたしております。

第五は生活保護及び児童保護についてであります。いわゆる國家扶助の面でありまして、現在生活保護法によります保護を受けておられる者は約二百万人ぐらゐでございます。これらの人々に對する保護の基準額を國家財政の許す範囲においてできるだけ引上げたといふことを従来考へて参つたのであります。今回はこれらの面から、生活保護の面につきましては一応いろいろな点を勘案いたしまして、例へば標準食品構成の変化、電燈料金等の値上り等も考慮いたしまして、従来七千三百五十四円となつておりましたものを八千円にいたしましたのであります。只今申上げましたのは東京都の標準世帯でありまして、住宅扶助につきましては従来七百三十円と相成つておりましたのを千円に引上げることいたしましたのであります。同様の標準世帯につきましてはさうにいたしたいと考へております。なお教育扶助につきましては、現在月平均百八十四円でありまして、これを百八十九円、かようにいたしまして九千二百八十九円と合計いたしましたのであります。これに必要な予算をもち

算案に必要な経費を計上いたしております。なお、このほかに葬祭扶助は現在の二千八百円を三千円に引上げる予定であります。

これらの保護基準の引上げ等を見込みまして、今年度の國の補助予算は昭和二十七年におきましては二百四十六億千四百円でありましたが、これらの基準の引上げ等によりまして十五億五千八百七十七万円の増加と相成るのであります。今回恩給法を国会に提出いたしまして御審議を願つておりますので、若しこの恩給法が通過いたしますれば、この面におけるいわゆる世帯のかたぐゐが相当に恩給措置によつて緩和いたされると思ひてあります。従つてこの生活保護の面における保護は多少その対象の人員も減り、従つて保護の金額も減ると考へるのであります。これらを勘案いたしまして、総額二百五十三億七千二百七十万円を計上いたしておるのであります。

なお児童保護につきましては従来児童措置費が地方財政平衡交付金に編入されておりましたのであります。これはいろいろ児童の保護という見地から見ますれば不都合なことも多々起つておりましたので、何とかしてこれをさうな平衡交付金からはずして児童措置費として予算案に計上いたしたいと、かように考へて参りましたが、今年度の予算からいわず補助金として復活することにいたしました。誠に御同慶に堪へない次第と思ひますが、なお又これらの児童措置費につきましては生活保護費と同様基準額等の引上げをいたしまして、これに必要な経費といたしまして四十二億七千万円を

算案に必要な経費を計上いたしております。なお、このほかに葬祭扶助は現在の二千八百円を三千円に引上げる予定であります。

算案に必要な経費を計上いたしております。なお、このほかに葬祭扶助は現在の二千八百円を三千円に引上げる予定であります。

計上いたしたのであります。

なおこれらのほか、先ほど申し上げました母子寮、保育所、これらの各般の児童福祉施設の整備費に対して補助をいたします経費六億七千万円、なおそのほかに児童相談所、一時保護所の運営に対する補助、これらをすべて合算すると児童措置費関係といたしましては五十二億八千六百余万円と相成るのであります。

第六は中共の引揚者の援護についてであります。中共地域からの引揚は第三次まで済んでおりまして、これによつて一万四千五百五十人が中共地区から帰国されたのであります。これらのかたがたに対しては援護につきましては、従来のシベリア地域からの引揚者に対して世帯数も多く、なお又その世帯の構成も変つております。いろいろな各般の事情を考慮いたしましてできるだけ手厚く受入態勢を整えたい、又援護もいたしたいという考えで従来参つておりましたので、この援護金総額一億九千万円と相成つておりますが、これらの援護施策を強化いたしまして、殊に就労対策或いは住宅対策、これらに対しまして重点的に考慮を払つて参りましたのであります。就労対策につきましては一面労働省の所管でもありますので、労働省とも緊密なる連絡をとりつて、なお且つかねて厚生省といたしましても直接経団連或いは日経連等の経済団体に特に連絡をとりまして、或いは首脳者にも会つて、そうしてこれらのかたがたの就労に対して努力をいたして参りましたのであります。又労働省におきましても職業斡旋につきましては地方におきましては職安の所長が直接その斡旋

に当ります。格段の努力をいたして現在大体三割四分程度の就職率に相成つておるのであります。これは一般の就職率に比しますればむしろ好成績と言わなくちやならぬと思つておりますが、勿論これには満足いたしませんで、今後とも努力をいたしておる次第であります。

なおこれは厚生省に特に関係の深い問題でありますから申し添えます。中共地域からの医師或いは歯科医師等のかたがたが帰還された際において、その免許証等の問題について問題がありますので、これらに対しましては厳格に申し添えたいと思つております。問題がございませぬけれども、今回引揚げされたかたがたの事情等も勘案いたしまして、できるだけこれらの試験の受験資格等の問題につきまして最善の考慮を払いたいと思つて、これらに伴います法律案も本国会に提出を予定いたしておる次第であります。一言申添えておきたいと思つております。

なお住宅対策につきましてはこれ又かねて申上げておりましたが、一応三万人ということに相成つておりましたので、これに対しまして三千五百戸を予定いたしまして、約四億円を予算的に措置をいたしておるのであります。これは勿論各府県に定着される実情をも勘案いたしまして、都道府県に対してどの程度の割当をいたしますかとということもよく考慮をいたして、その建設は本来ならば暫定予算にこの三千五百戸、この三万人のうちの五千人は昭和二十七年で措置をいたしておりました、あとの二万五千人に対する分につきましてはこの中共引揚者に対する援護は御承知の通り大体六月までの暫

定予算で措置をいたしております。さようなふうな特別な措置をとりまして、建設にも努力をいたして、そういう建設に努力をいたして早く住宅に入つて頂くような処置をとつて参つた次第であります。なお定着後の援護につきましては、これ又かねて申上げておりましたが、厚生資金二億円の枠をとりまして、当初は三千万を予定いたしておりましたが、その後いろいろな事情を考慮いたして五千万まで貸付の額を拡大いたしてこれらのかたがたの厚生に資しておるような次第であります。利率も年六分の、現在の許す範囲におきましては低率の利率に引下げて実施いたしておるような次第であります。以上昭和二十八年年度の厚生行政の大要を申し上げ、これに伴います予算案について御説明を申し上げます。次第でございませぬが、何とぞ御審議下さいまして、本予算案の通過いたしますよう、これによつて又厚生行政が円滑に運営実施されまことを期待いたしまして、所信の表明といたしまして次第であります。

概要を申し上げます。便宜お手許へお配りいたしましたガリ版刷りの横覧の昭和二十八年年度一般会計歳出予算要求額という書類について申上げたいと思つております。第一ページから順次申し上げます。第一番号のうちの人口問題審議会、先ほど大臣が御説明申上げました新たに人口問題審議会を設けるための審議会の経費でございませぬ。それから二番目の科学試験研究費におきましては、特に申上げておきますことは摘要の(2)の農業合理化研究補助金六百万円を新規計上いたしてあります。これは企業合理化促進法の第三条の規定に基づきまして新しい技術を業業会社等において採用し、これを促進させるための補助金でございませぬ。それから三番目の国際会議諸費、この中で特別に申上げておきますことは、摘要欄の(1)のW・H・O西太平洋地域委員会開催に伴う経費五百三十四万四千円、これは新規計上でございませぬが、本年九月初旬東京において開催の予定でございませぬので、その経費を計上いたしたのでございませぬ。それから同じく摘要欄の(2)のW・H・O精神衛生専門委員会招聘に伴う経費六十二万円、これも本年度新規に参りますので、その経費を六十二万円計上いたした次第でございませぬ。それから次へ参りまして、裏をめぐつて頂きます、次の番号の主なものだけ申上げておきたいと思つております。第五の国立公園等運営費のうち内訳(1)の国立公園施設整備補助金、これは前年度千八百九十九万円でございませぬが、各方面からいろいろの御要求がございませぬので、本年度五千万円、約

三倍に増額計上いたした次第でございませぬ。なお摘要欄に四分一とか二分一とかございませぬのは補助の率でございませぬ。それから次七番に参りまして、先ほど大臣の申しましたように、精神衛生対策のうち病床につきましては国立二百、公立千の増床を予定いたしてあります。それから次の二ページのほうの下の9、受胎調節の面に参りまして申上げておきますが、受胎調節のための保健所につけておきます衛生保護相談所、これをこの予算におきましては既設の保健所全部に設置したいということとで予算を計上いたしてあります。個所数は今回新規計上いたしたのが四百二十三箇所を以てしまして、その四百二十三箇所を以てしまして既設の保健所七百五十二箇所全部衛生保護相談所が設けられる予定に予算を計上いたしてあります。

次の頁をめぐつて頂きます、10の栄養改善の事項中摘要欄の(3)でございませぬが、(3)の集団給食指導補助八十五万円を新規に計上いたしてあります。これはお医者さんが管理いたしてあります集団給食以外の集団給食についていろいろ事故も参りますので、その管理者を講習して栄養改善上又衛生上よくしようというための経費を計上いたしたのでございませぬ。次は十一番の結核対策でございませぬが、結核対策のうち病床につきましては二十七年と同様一万ベッドを増設するといふ計画で予算を組み入れておられます。一万ベッドの内訳は摘要欄に記載いたしておきましたので、御覧おきを願いたいと思つて、前年度と

変つておりますのは、大きく区分けいたしまして、国立が前年度より五百減つて、公立法人等の建設のものが五百増えておるといふところだけでございす。それから同じく結核対策の事項別の(2)、三ページでございす、結核回復者後保護施設設置費、これを新規に二千八百八十万円計上いたしてございすのは、先ほど大臣から御説明申上げましたが、医学的管理の下に結核の回復されたかたへの補導を行いまし、新しく社会に活動するためのいろいろの措置をするというための施設を新しく二カ所設けるといふための経費を計上いたしたのでございす。それから次の(3)の結核療養所経費のうち特にこれは療養所の運営費でございす、特に申上げてございすことは、国立六万三千五十のうち、三千床は国立病院より結核療養所に転換いたしますための経費を見込んだものでございす。それから裏へめぐつて頂きます、同じく結核対策の(5)のその他の事項でございす、このうち、この摘要のところにごちや／＼書いてございす、結核患者の実態調査、これが新規でございす。先ほど大臣からも説明がありましたように、結核についていろいろ事態が変化いたしてございすので新しくそれについての調査を行なうという費用でございす。

収容者に対する勧奨のパンフレット作成、それを藤協協会にやらせるための費用でございす。それから次に裏へめぐつて頂きます、保健所整備費でございす、保健所整備費の(1)、只今申上げました四頁の裏の(1)でございす、先ほど大臣の申しました数字等の内訳は摘要欄に記載をいたしてございすので御覧おきを願いたいと思ひます。目標として十万人に一カ所、八百九十一カ所を作りたいという目標で整備を進めておる次第でございす。

それから十四番の伝染病予防の費用におきましては二千四百床の病床を整備したいというところだけを特別に申上げてございすと思ひます。それが(1)の事項でございす。14、伝染病予防費の(3)、五頁でございす、赤痢対策費、これは赤痢が年々増えますので、これについていろいろの議論がなされておられます、この根本的原因を衝いて、施策の確立に資したいというので赤痢調査会なるものを設けてこれに当るといふための経費六十二万四千円を新規に計上いたしたのでございす。それから次、同じそのページの五番に飛びまして、住血吸虫の予防施設については特段申上げることにはございせんが、これが、予防のための溝渠コンクリート化を昨年二十七年度におきましては一万間を予定しましたのを本年度はその三倍三万間を要求いたしてございすことだけを申上げてございす。

それからその次、性病予防については特別に申上げることにはございせん。

次の十六ページの16、水道施設整備

でございす、このうち特に申上げておきますことは、その事項別の(2)、下水道施設でございす、この中の新規に摘要欄に記載しておきました内尿尿消化槽五千円、補助というものが新規に計上いたしてございすのでお含みおきを願いたいと思ひます。それから飛びまして六番の簡易水道におきましては、本年度四億四千万を計上いたしてございす、これも各方面からの要望熾烈なものがございすので前年度の三倍強、前年度一億二千五百五十五万の金額を計上いたした次第でございす。

それから十七番の公衆衛生関係施設整備費、これにおきましては先ほど大臣から申上げました(1)の病研究所施設整備費、これが先ほど大臣が申しました病研究所の建物の整備の金を五百万円計上いたしたのでございす。

それから次、飛ばしまして次の裏へめぐつて頂きます、十八番の医療機関整備につきては先ほど説明ありましたように本年度は前年度より一千万円の増、なお融資関係も只今申上げた通り五億円の民間よりの融資を予定いたしてございす。これは別途当予算でなく大蔵省予算に計上されます。

それからその次の国家試験は特別に申上げることにはございせん。

それから七ページの裏へめぐつて頂きます、七ページの裏の二十一番の、国立病院特別会計繰入について一言申上げておきたいと思ひます。これは特別会計の問題なんでありますが、ここで便宜御説明申上げます。特別会計の国立病院を地方に移譲する問題につきてはいろいろ問題があつた点であります、今回御審議をお願いいたしてございす、二十八年度予算案におきましてはいろいろ仕組にいたしてございすのでお含み願いたいと思ひます。二十八年度は、具体的に申上げると若松と飯坂の病院は六月一日で移譲してしまふ。これはすでに済みました。それから一応目下折衝中で、大体確定でございす、徳島、岐阜、下呂三カ所でございます。徳島、岐阜、下呂これは八月一日から移譲するという予定で、そういう国立病院の予算を計上するということに在来のやり方と変えまして、変更いたしてございすのでお含みおきを願いたいと思ひます。なお敷衍して申上げておきます、秋田、山形の二病院につきては、二十七年年度を以て移譲は完了いたしました。それから先ほど結核療養所の際に申上げましたが、国立病院について十五カ所の結核療養所に移すというのでございす御承知の通りであります、在来二十七年年度において十カ所、二十八年度不成立予算案におきましては十一カ所移譲するといふ予定で計上いたしてございす、前段申上げましたように、今回は二十八年度におきましては若松、飯坂、徳島、岐阜、下呂、時期の違いはございす、五カ所を移譲するといふ予定で国立病院の特別会計を計上いたしてございす、ほかの病院はどうかといふと、今後地方庁との話し合いがすめば勿論これは移譲いたします、移譲をやめたというわけではございせん、予算としては一年分を組入れ、移譲が成立いたしますならば、その分は予算としては不用になりますので、これは落す、そういう方針で在来の方針を変更いたしまして、予算を編成いたしてございすことを念のため申上げて附加しておきます。

それから次のページの八ページの十二の医薬分業調査費でございす、御承知の医薬分業は昭和三十年でございすので、摘要欄に記載しました通り、医療機関分布状況の調査を地方庁をしてやらしめるための金を新規に七十九万三千円計上いたした次第でございす。

次の二十三番の麻薬取締でございす、これは前国会の法律改正によりまして、登録事務等が地方庁に移管されましたので、これを地方庁に委託する事務として三千八百八十万円を新規に計上いたしたのであります。これは在来やつておりましたこと、地方庁に対する委託という形の移し替へでございす、法律改正になりましたので、そういうことに相成つております。

次に薬用植物栽培補助として六十三万二千円新規に計上いたしましたのは、サントニンの新しい種をパキスタンから取入れまして、その強いパキスタンのサントニンの種を採種園を設けてございす、普及したいという趣旨の下に経費を計上いたしたのであります。

次にめぐつて頂きます、二十六番生活保護費、八ページの裏でございす、生活保護費でございす。これは先ほど大臣から御説明申上げた通りでありまして、基準の改定、本年の七月分から改定するといふことによるものが基本点でございす。どういふふうに変更したかといふことにつきましては、摘要欄に在来なかつた特級地を設ける、一級をどうする、二級をどうするといふふうなことを、摘要欄

にそれ／＼記載いたしましたので、詳細は省略いたします。住宅扶助等についても同様であります。

それから(3)の教育扶助は、御覽の通り十一億七千五百六十一万円の減になつております。これは学校給食の準備の關係と、それから一部給食が完全給食でなしに、一部給食が実績に徴しまするといふと週五回にあらざりして、或いは一回乃至二回という少い数であつたといふことのために減額計上いたしましたのが大部分の原因でございます。

それから四番の医療扶助につきましては、御承知のように生活保護中、医療扶助が著しく増額しております。それを計上いたしましたのでございます。出産扶助については特別申上げるところはございません。

次の裏の六番は或いは生産扶助と印刷が間違つておるかも知れませんが、これは生産扶助の間違いでございます。御訂正をお願いしたいと思います。それから七番の葬祭扶助も特別申上げることにはございません。

それから八番、九番は特別申上げることにはございません。十番の昭和二十七年精算不足分二億五千万円を計上いたしましたのは、大体二十七年の精算がほぼ見当がつかまされたので、地方庁における主としてこの医療扶助の増加によるのが大部分の原因と推測されておりますが、その分を本年度の予算に計上いたしまして、そのために地方庁の不足分を補填するといふ意味で二億五千万円を計上した次第でございます。

なお前段大臣から御説明申上げました恩給復活、日雇保険等に伴つて九億三千三百万円は、先ほど大臣から御説

明申上げた通りの減少でございます。それらを合計いたしましたして、二百五十三億を計上いたした次第でございます。

それから次に二十七番、十ページの二十七番身体障害者保護費については特別申上げることにはございません。数字はいろいろになつておりますが、実績に徴して修正いたしましたということが大部分でございます。

それからその裏をめぐつて頂きますと二十九番の地方改善事業費千五百三十三万六千円を新規に計上いたしてあります。これは御承知の、いわゆる特殊部落と言われておりますものにつきま

しての地方改善のために協議会を設け実態を調査することの費用と、特別に総合福祉施設のセンターとして隣保館を設けて、改善事業の中心たらしめたいというところのための経費を計上いたしましたのでございます。

それから三十番の消費生活協同組合におきましては、これの貸付金に関する法律が前国会を通過いたしてあります。消費生活協同組合が設けます共同施設につきましては、貸付金として新らしく二千五百万円を計上いたしまして、これが第一の貸付金でございます。

それから次に三十二番の社会福祉施設整備費でございますが、これは特段に申上げることにはございません。その十一ページの裏の一番下の欄でございます。その七番に浮浪者収容施設を五千万円計上いたしまして、六大都市にこの種施設を設けたい、これにであります通り百人収容十カ所でございます。

次に三千四番の日赤施設整備費四百万円は、日赤が緊急災害救助等に当たるためのいろ／＼の病院車その他を整備するための補助費でございます。

それから三十五番の児童保護費につきましては、先ほど大臣が御説明申上げました通り、本年度より補助金として、当省所管として計上されたものでございますが、御参考までに申上げたいと思つておられますが、平衡交付金という欄で、(1)の児童措置費は四十二億何がし、平衡交付金ゼロ、こういうことになつておりますが、平衡交付金の算定の基準の中にどれだけの金額が入つておつたかということを一応申上げて置きたいと思つておられますが、その金額は三十六億三千五百四十四千円、そういう金額が平衡交付金算定の基準には入つておられます。実際に児童保護にどれだけ使われるかということとは別問題であります。生活保護等に申上げましたと同様ないろ／＼の単価改訂を見込んでおられるわけでありまして。

それから十二ページにひつくり返して頂きますと、十二ページの裏の四番の事後補導補助と申しますのは職親、いわゆる職親として職業のない者の経費でございます。

それから次のページの冒頭の(5)の季節保育所補助、これも新規に三千万円。御承知の通り農村等における季節保育所としての補助金を計上いたしたのでございます。

それから次をめぐつて頂きますと、十三ページの裏でございますが母子福祉対策費、これも例の貸付金等に関する法律が前国会に通過いたしましたのでそれに伴う金を計上いたしましたのでございます。七億四千七百六十万円、そ

れが(2)の欄でございますが、それから(1)はこれも大臣から申上げましたが母子相談員、社会福祉事務所、八百二十五カ所に一人宛に設けるための補助金。なおこれをいくらか内訳を見ているかということとは摘要欄に生業資金がいくらか支度資金がいくらかということを記載しておりますので御覽置きを願われれば幸いと思つておられます。

それから児童福祉施設整備につきましては特別申上げることにはございません。次に飛ばして頂きますと十五ページの三十八番の厚生保険関係負担について申上げて置きます。これは先ほど大臣から詳細な御説明がありましたので省略いたしますが、内訳は摘要欄で申上げて置きますが、事務費については健康保険と厚生年金をそれぞれ十割、それから厚生年金の給付費は御案内の通り一般については一割、坑内については二割の分、それから結核ベットについては先ほど結核ベット全体について申上げましたが千三百、それからそれをめくつて頂きますと、その裏のところの摘要欄に(6)といたしまして日雇健康保険と申すことを書いておられます。これが日雇健康保険創設に伴う事務費の全額とそれから保険及び福祉施設それが三千六百六十三万何がしといふものを負担いたしております。

この健康保険施設及び福祉施設につきましましては、日雇健康保険以外のこの種保険につきましましては、全部保険料負担でございます。その点だけを念のため申上げておきます。

三十九番の健康保険事務費は全額、それから結核ベットは前段申上げました通りの金額でございます。結核病

床千五百ベットに対する補助金でございます。それから四十番の給員保険の困庫負担につきましても、只今申上げましたと同様な趣旨を以て計上いたしてあります。船員保険については特に失業保険に対する三分の一の困庫負担は陸上失業保険と同様でございますが、そのところだけが變つておる点でございます。

四十一番の国民健康保険の補助五十億何がしでございます。これも大臣から詳しく説明されましたので省略いたしたいと思つておられますが、この四十一の摘要欄(3)でございますが、助成交付金指五五となつておられますが、これが例の給付費一五五相当額を助成するといふ金額でございます。二十九億六千四百三十三万七千円。これは方式が四つございまして、御案内と思つておられますが、振興奨励交付方式、こういうのが一つ、それから財政力調整交付方式というのが一つ、それから療養給付費調整交付方式というのが一つ、それから保険料調整交付方式というのが一つ、この四つをかけ合はせて、実際にこの助成交付金を交付するといふ仕組みになつております。積算の基礎を念のため申上げておきたいと思つておられますが、一番初めに申上げました振興奨励交付方式によるものは四億三千八百七十九万六千円、それから財政力調整交付方式によるものは九億四千七百八十七万七千円、それから療養給付費調整交付方式によるものは、これは十二億八千三百九十九万九千円、それから保険料調整交付方式によるものは、これは二億九千五百六十五万五千円、こういう一応積算の基礎で二十九億何がしを計上いた

た通りでございます。結核病

したのでございます。

それから只今の下に参りまして、十六ペイジの一番下のところで、六番災害特別貸付金として五千万円を計上いたしております。これは本年度新規に計上いたしておりますが、実は二十七年におきまして鳥取市に火災の大きな災害がございましたので、その際予算の流用を以て実行いたしましたものでございます。今後災害が起るといふことを予想いたしまして、そういう場合に備えるために形式上新規に計上したのでございます。

それから次をめぐって頂きまして、只今の十六ペイジの裏でございますが、四十三番の引揚でございますが、これは特別申上げることにはございませぬが、人員が二万五千三百八人というのは、二十七年には五千人、二十八年に二万五千人、合計三万人中から引揚げて来るという、例の数字に基きましたものでございます。それに基きましてざつと積算いたしまして出したのでございます。特別突つたことはございませぬ。強いて申上げますれば、只今のペイジの摘要の一番下の帰還手当が差額支給でなく一律支給で、そこに記載いたしました通り大人一万円、子供五千円というところで、そういう計算になっております。

それから四十四番、留守家族等援護でございますが、これも大臣から申上げました通り、基本給の変更とそれから法律を切替えます予定でおりますので、それに伴う範囲の拡大、それに基きまして三億一千八百八十五万三千円の増というところでございます。

それから四十五番目、戦傷病者戦死者遺族等援助でございますが、これも

恩給等に見合ひのペイジの引上げ、遺族年金等は勿論留守家族援護等と同様でございます。その他にここでは徴用のためのC給員を新たに入れるという

ことのために、そのことも一応計算の基礎といたしまして概算二万人、一万九千何がしというC給員が新たに入るというところでございまして、経費を計上いたしております。減額の大部分のものは勿論旧軍人等の恩給の復活のためにそのほうに移るといふことのための減額が大部分でございまして、なおここでこれらと直接関係ございませぬが、念のために申上げておきたいと思ひますが、只今問題になつております中共へ在中國人が引揚げておきうことと経費は六月暫定予算の予備費を以てするということに先般閣議で決定に相成りました。その金額千九百七十八万八千円、それは本予算とは別個でございまして、以上が今回提出いたしました厚生省の所管の昭和二十八年年度予算の大綱でございまして、なおあととまづ、したことが書いてございまして、特別御説明申上げることとはございませぬ。厚生省本省が合計以上を以て七百五億三千四百三十八万八千円という数字になります。非常に簡略な説明でございしますが、一応御説明いたしました。

○委員長(堂森芳夫君) ちよつと速記をやめて下さい。  
○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて下さい。  
○委員長(堂森芳夫君) 速記を始めて明日午前十時から本委員会を再開いたしまして、局長からこの予算説明書の順序に従つて説明を聞きまして質問

を行つて、こういうことにいたします。本日はこれで散会いたします。午前十一時四十六分散会  
五月三十日本委員会に左の事件を付託された  
一、戦災者等に援護金支給の請願(第九五号)  
一、戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願(第九六号)  
第九五号 昭和二十八年五月二十一日受理  
戦災者等に援護金支給の請願  
請願者 京都市上京区三本木通 荒神口鴨川母子寮 坂本幸子外二十一名  
紹介議員 竹中 勝男君  
戦災、引揚未亡人は遺族と同様に最大の戦争犠牲者であるから、援護金を支給せられるよう予算措置を講ぜられたとの請願。  
第九六号 昭和二十八年五月二十一日受理  
日受理  
戦傷病者の福利厚生施策拡充強化に関する請願  
請願者 大阪市東区法円寺坂町 一、二番併合地国立大 阪病院内 古林保  
紹介議員 荒木正三郎君  
いまや傷い軍人療養所の閉鎖をはじめ、国立病院の営利化と保安隊用とするための強制退院等不治のまま医門を追われて街頭に迷ふ者が続出し、一方戦傷病者、戦死者の遺族は最低生活の維持が困難な状態であるから、(一)社会保障制度の拡充と高度化を図ること、(二)戦傷病者、戦死者遺族援護

法をさらに強化すること、(三)職業指導の徹底と適職のあつせんを図ること、(四)厚生資金の貸与を積極化して戦傷病者の福利厚生施策の拡充強化等を図られたとの請願。  
六月六日本委員会に左の事件を付託された  
一、国立三豊療養所施設拡充に関する請願(第一六九号)  
一、国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願(第一七〇号)  
一、同和問題に関する請願(第一九四号)  
一、遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願(第二二六号)  
一、国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願(第二四四号)  
第一六九号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立三豊療養所施設拡充に関する請願  
請願者 香川県三豊郡比地二村 長 西脇亀一外二百三十六名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立三豊療養所は、交通至便の上香川県三分の二の結核患者を有する西香川を控え、香川県一円、愛媛県の一部を包含した地域の結核治療の核心であるが、本県の結核死亡率が、都道府県に比べると高い現状にかんがみ、本療養所の施設拡充による病床廻転と患者収容力の増加により治療体系の少くとも、全国水準に達するよう善処せられたいとの請願。  
第一七〇号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願  
請願者 香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院内 宮崎英雄外二百二十八名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立善通寺病院伏見分院の結核患者は入院患者総数三百六十名中二百名もあり総患者数の五十五パーセントを占めながら、本院内科に所属して分院としての何等の機能権限も与えられず治療上その他に一大支障をきたしている実情であるから、すみやかに同病院伏見分院を結核療養所に転換するとともにその予算措置を講ぜられたとの請願。  
第一九四号 昭和二十八年五月二十一日受理  
同和問題に関する請願  
請願者 和歌山県那賀郡狩宿村 谷口庄治郎  
紹介議員 永井純一郎君  
数世紀にわたるわが国封建制は、人の下に憐む人を作りいままなお残存して社会機構の中に差別制を持統してあることは世界史上類例を見ない痛心事であり、かかる不平を根本的に除去し、平等にして万人幸福なる民主社会を構成することは国民すべての願であるから、政府は率先してこの際同和国策を樹立し禍根を絶たれたとの請願。  
第二二六号 昭和二十八年五月二十一日受理  
遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願  
請願者 長崎県議会議長 岡本直行

法をさらに強化すること、(三)職業指導の徹底と適職のあつせんを図ること、(四)厚生資金の貸与を積極化して戦傷病者の福利厚生施策の拡充強化等を図られたとの請願。  
六月六日本委員会に左の事件を付託された  
一、国立三豊療養所施設拡充に関する請願(第一六九号)  
一、国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願(第一七〇号)  
一、同和問題に関する請願(第一九四号)  
一、遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願(第二二六号)  
一、国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願(第二四四号)  
第一六九号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立三豊療養所施設拡充に関する請願  
請願者 香川県三豊郡比地二村 長 西脇亀一外二百三十六名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立三豊療養所は、交通至便の上香川県三分の二の結核患者を有する西香川を控え、香川県一円、愛媛県の一部を包含した地域の結核治療の核心であるが、本県の結核死亡率が、都道府県に比べると高い現状にかんがみ、本療養所の施設拡充による病床廻転と患者収容力の増加により治療体系の少くとも、全国水準に達するよう善処せられたいとの請願。  
第一七〇号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願  
請願者 香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院内 宮崎英雄外二百二十八名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立善通寺病院伏見分院の結核患者は入院患者総数三百六十名中二百名もあり総患者数の五十五パーセントを占めながら、本院内科に所属して分院としての何等の機能権限も与えられず治療上その他に一大支障をきたしている実情であるから、すみやかに同病院伏見分院を結核療養所に転換するとともにその予算措置を講ぜられたとの請願。  
第一九四号 昭和二十八年五月二十一日受理  
同和問題に関する請願  
請願者 和歌山県那賀郡狩宿村 谷口庄治郎  
紹介議員 永井純一郎君  
数世紀にわたるわが国封建制は、人の下に憐む人を作りいままなお残存して社会機構の中に差別制を持統してあることは世界史上類例を見ない痛心事であり、かかる不平を根本的に除去し、平等にして万人幸福なる民主社会を構成することは国民すべての願であるから、政府は率先してこの際同和国策を樹立し禍根を絶たれたとの請願。  
第二二六号 昭和二十八年五月二十一日受理  
遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願  
請願者 長崎県議会議長 岡本直行

法をさらに強化すること、(三)職業指導の徹底と適職のあつせんを図ること、(四)厚生資金の貸与を積極化して戦傷病者の福利厚生施策の拡充強化等を図られたとの請願。  
六月六日本委員会に左の事件を付託された  
一、国立三豊療養所施設拡充に関する請願(第一六九号)  
一、国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願(第一七〇号)  
一、同和問題に関する請願(第一九四号)  
一、遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願(第二二六号)  
一、国立田辺病院看護婦宿舎等設置に関する請願(第二四四号)  
第一六九号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立三豊療養所施設拡充に関する請願  
請願者 香川県三豊郡比地二村 長 西脇亀一外二百三十六名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立三豊療養所は、交通至便の上香川県三分の二の結核患者を有する西香川を控え、香川県一円、愛媛県の一部を包含した地域の結核治療の核心であるが、本県の結核死亡率が、都道府県に比べると高い現状にかんがみ、本療養所の施設拡充による病床廻転と患者収容力の増加により治療体系の少くとも、全国水準に達するよう善処せられたいとの請願。  
第一七〇号 昭和二十八年五月二十一日受理  
国立善通寺病院伏見分院の国立結核療養所転換に関する請願  
請願者 香川県仲多度郡善通寺町国立善通寺病院伏見分院内 宮崎英雄外二百二十八名  
紹介議員 森崎 隆君  
国立善通寺病院伏見分院の結核患者は入院患者総数三百六十名中二百名もあり総患者数の五十五パーセントを占めながら、本院内科に所属して分院としての何等の機能権限も与えられず治療上その他に一大支障をきたしている実情であるから、すみやかに同病院伏見分院を結核療養所に転換するとともにその予算措置を講ぜられたとの請願。  
第一九四号 昭和二十八年五月二十一日受理  
同和問題に関する請願  
請願者 和歌山県那賀郡狩宿村 谷口庄治郎  
紹介議員 永井純一郎君  
数世紀にわたるわが国封建制は、人の下に憐む人を作りいままなお残存して社会機構の中に差別制を持統してあることは世界史上類例を見ない痛心事であり、かかる不平を根本的に除去し、平等にして万人幸福なる民主社会を構成することは国民すべての願であるから、政府は率先してこの際同和国策を樹立し禍根を絶たれたとの請願。  
第二二六号 昭和二十八年五月二十一日受理  
遺族弔慰金、扶助料増額等に関する請願  
請願者 長崎県議会議長 岡本直行

紹介議員 西岡 ハル君  
さきに政府は、戦死者、遺族に対して  
弔慰金を支給し、同時に弔慰金公債の  
換金措置を採られたが、到底満足すべ  
きものでない上、戦争犠牲者を救済す  
ることもできない少額であるから、遺  
族弔慰金および扶助料を増額すると  
も、弔慰金公債の償還期限の短縮と  
公債換金わくの拡大等遺族の援護生活  
保障について特段の措置を講ぜられ  
たいとの請願。

第二四四号 昭和二十八年五月二十  
八日受理  
国立田辺病院看護婦宿舎等設置に關す  
る請願

請願者 和歌山県田辺市湊園立  
田辺病院内 荒川忠彦  
外二百六十二名  
紹介議員 藤原 道子君

国立田辺病院は、モデル病院として全  
國最初の厚生省設立にかかるとあり  
ながら、設置以来二年余未だ看護婦宿  
舎がなく院内會議室その他にベットを並  
べて休養をとる状況であり、さらにけ  
粧室、便所さえない実情であるから、  
すみやかに看護婦宿舎を設置すると  
ともに、通勤上不便をさわめている医員  
の官舎を設立せられたいとの請願。

六月十三日本委員会に左の事件を付託  
された

一、食品衛生法の一部を改正する法  
律案

食品衛生法の一部を改正する法律  
案

食品衛生法の一部を改正する法  
律

食品衛生法（昭和二十二年法律第

二百三十三号）の一部を次のように  
改正する。

第二条第七項中「製造し」の下に  
「輸入し」を加える。

第四条中「製造し」の下に「輸  
入し」を加える。

第五条中「その他の物をいう。」  
を「その他の物をいう。以下同じ。」  
に改め、同条に次の一項を加える。

「獣畜の肉及び臓器は、輸出用の  
政府機関によつて発行され、且  
つ、前項の省令を以て定める疾病  
にかかり、若しくはその疑があ  
り、又はへい死した獣畜の肉又は  
臓器でない旨及びと殺年月日その  
他省令を以て定める事項を記載し  
た証明書又はその写を添附したも  
のでなければ、これを食品として  
販売の用に供するために輸入して  
はならない。」

第六条中「製造し」の下に「輸入  
し」を加える。

第七条第二項中「添加物を販売し」  
の下に「若しくは輸入し」を加え、  
「その規格に合わない食品若しくは  
添加物を製造し」の下に「輸入し」  
を加える。

第九条中「製造し」の下に「若  
しくは輸入し」を加える。

第十条第二項中「販売の用に供す  
るために製造し」の下に「若しく  
は輸入し」を加える。

第二十二条中「都道府県知事」を  
「厚生大臣又は都道府県知事」に改  
め、「当該官吏」を「当該官吏職員」に  
改める。

第三十条第一項中「第五条」を「第  
五条第一項」に改める。

第三十一条第一号中「第七条第二

項」を「第五条第二項、第七条第二  
項」に、同条第三号中「都道府県知  
事」を「厚生大臣又は都道府県知事」  
に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す  
る。但し、第五条の改正規定は、公  
布の日から起算して一箇月を経過し  
た日から施行する。

六月十三日予備審査のため、本委員会  
に左の事件を付託された。

一、と畜場法案  
と畜場法案

（この法律の目的）  
第一条 この法律は、と畜場の経営  
及び食用に供するために獣畜  
の処理の適正を図り、もつて公衆  
衛生の向上及び増進に寄与するこ  
とを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律で「獣畜」とは、  
牛、馬、豚、めん羊及び山羊をい  
う。

2 この法律で「と畜場」とは、食  
用に供する目的で獣畜をと殺し、  
又は解体するために設置された施  
設をいう。

3 この法律で「一般と畜場」と  
は、通例として生後一年以上の牛  
若しくは馬又は一日に十頭をこえ  
る獣畜をと殺し、又は解体する規  
模を有すると畜場をいう。

4 この法律で「簡易と畜場」とは、  
一般と畜場以外のと畜場をいう。

5 この法律で「と畜業者」とは、  
獣畜のと殺又は解体の業を営む者  
をいう。

（と畜場の設置の許可）  
第三条 一般と畜場又は簡易と畜場  
は、都道府県知事の許可を受けな  
ければ、設置してはならない。

2 前項の規定による許可を受けよ  
うとする者は、構造設備その他厚  
生省令で定める事項を記載した申  
請書を都道府県知事に提出しなけ  
ればならない。

3 第一項の規定により許可を受け  
て設置したと畜場について、構造  
設備その他厚生省令で定める事項  
を変更しようとする者は、あらか  
じめ、都道府県知事に届け出なけ  
ればならない。

第四条 都道府県知事は、前条第一  
項の規定による許可の申請があつ  
た場合において、当該と畜場の設  
置の場所が左の各号の一に該当す  
るとき、又は当該と畜場の構造設  
備が政令で定める一般と畜場若し  
くは簡易と畜場の基準に合わない  
と認めるときは、同条同項の許可  
を与えないことができる。

一 人家が密集している場所  
二 公衆の用に供する飲料水が汚  
染されるおそれがある場所  
三 その他都道府県知事が公衆衛  
生上危害を生ずるおそれがある  
と認める場所

2 都道府県知事は、公衆衛生上必  
要があると認めるときは、前条第  
一項の規定による許可を受けたと  
畜場（以下単に「と畜場」とい  
う。）につき、その構造設備の規  
模に応じ、当該と畜場において通

例として処理することができる獣  
畜の種類及び一日当りの頭数を制  
限することができる。

（と畜場の衛生保持）  
第五条 と畜場の設置者又は管理者  
は、と畜場の内外をつねに清潔に  
し、汚物処理を十分に行い、ねず  
み、こん虫等の発生の防止及び駆  
除に努め、その他公衆衛生上必要  
な措置を講じなければならない。

（と畜業者等の講ずべき衛生措置）  
第六条 と畜業者その他獣畜のと殺  
又は解体を行う者は、と畜場内  
において獣畜のと殺又は解体を行  
う場合には、清潔な器具を用い、水  
洗を十分に行い、その他公衆衛生  
上必要な措置を講じなければなら  
ない。

（と畜場の使用等の拒否の制限）  
第七条 と畜場の設置者又は管理者  
は、正当な理由がなければ、獣畜  
のと殺又は解体のためにと畜場を  
使用することを拒んではならな  
い。

2 と畜業者は、正当な理由がな  
ければ、獣畜のと殺又は解体を拒ん  
ではならない。

（と畜場使用料及びと殺解体料）  
第八条 と畜場の設置者若しくは管  
理者又はと畜業者は、と畜場使用  
料又はと殺解体料について、あ  
らかじめ、その額を定めて、都道府  
県知事の認可を受けなければならない。  
認可を受けたと畜場使用料  
又はと殺解体料の額を変更しよう  
とするときも、同様とする。

2 と畜場の設置者若しくは管理者  
又はと畜業者は、前項の規定によ  
り認可を受けた額をこえると畜場

使用料又はと殺解体料を受けてはならない。

3 と畜場の設置者若しくは管理者又はと畜業者は、第一項の規定により認可を受けたと畜場使用料又はと殺解体料を、と畜場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(獣畜のと殺又は解体)  
第九条 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜をと殺してはならない。但し、左の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 食肉販売業その他食肉を取り扱う営業で厚生省令で定めるものを営む者以外の者が、あらかじめ、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に届け出て、主として自己及びその同居者の食用に供する目的で、獣畜(生後一年以上の牛及び馬を除く。)をと殺する場合

二 獣畜が不慮の災害により、負傷し、又は救うことができない状態に陥り、直ちにと殺することが必要である場合

三 獣畜が難産、産褥麻痺又は急性鼓張症その他厚生省令で定める疾病にかかり、直ちにと殺することが必要である場合

四 遠洋航路を航行する船舶内で船員、船客等の食用に供する目的でと殺する場合

五 その他政令で定める場合

2 何人も、と畜場以外の場所において、食用に供する目的で獣畜を解体してはならない。但し、前項第一号、第四号又は第五号の規定

によりと畜場以外の場所においてと殺した獣畜を解体する場合は、この限りでない。

3 都道府県知事は、公衆衛生上必要があるとき、前二項の規定により、と畜場以外の場所において獣畜をと殺し、又は解体する者に対し、と殺又は解体の場所、肉、内臓等の取扱方法及び汚物の処理方法を指示することができる。

(獣畜のと殺又は解体の検査)  
第十条 と畜場においては、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜をと殺してはならない。

2 と畜場においては、と殺後都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外の獣畜を解体してはならない。

3 と畜場内で解体された獣畜の肉、内臓、血液、骨及び皮は、都道府県知事の行う検査を経た後でなければ、と畜場外に持ち出してはならない。

4 前三項の規定は、都道府県知事が特に検査を要しないものと認められた場合を除き、前条第一項第五号又はこれに係る同条第二項但書の規定によりと畜場以外の場所での獣畜のと殺又は解体が行われる場合に準用する。この場合において、前項中「と畜場外」とあるのは、「獣畜の解体を行った場所外」と読み替えるものとする。

5 前四項の規定により都道府県知事の行う検査の方法、手続その他検査に關し必要な事項は、政令で定める。

(譲受の禁止)  
第十一条 何人も、第九条第二項の

規定に違反してと畜場以外の場所

で解体された獣畜の肉若しくは内臓、又は前条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して持ち出された獣畜の肉若しくは内臓を、食品として販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の授受を含む。)の用に供する目的で譲り受けてはならない。

(と殺解体の禁止等)  
第十二条 都道府県知事は、第十条の規定による検査の結果、獣畜が疾病にかかり食用に供することができないと認められたとき、又は当該獣畜により若しくは当該獣畜のと殺若しくは解体により病気を伝染させるおそれがあると認められたときは、公衆衛生上必要限度において、左の各号に掲げる措置をとることができる。

一 当該獣畜のと殺又は解体を禁止すること。

二 当該獣畜の所有者若しくは管理者、と畜場の設置者若しくは管理者、と畜業者その他の関係者に対し、当該獣畜の隔離、と畜場内の消毒その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

三 当該獣畜の肉、内臓等の所有者若しくは管理者に対し、食用に供することができないと認められる肉、内臓その他の獣畜の部分について廃棄その他の措置を講ずべきことを命じ、又は当該職員にこれらの措置を講じさせること。

(報告の徴収等)  
第十三条 都道府県知事は又は保健所を設置する市の市長は、公衆衛生の見地から必要があると認めるときは、と畜場の設置者若しくは管理者若しくはと畜業者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして、と畜場に立ち入り、第五条若しくは第六条の規定による措置若しくは前条第二号若しくは第三号の規定により命ぜられた措置の実施状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(と畜場の設置の許可の取消等)  
第十四条 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合には、第三条第一項の規定による許可を取り消し、又はと畜場の設置者若しくは管理者に対し、期間を定めて、当該と畜場の施設の使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

一 当該と畜場の構造設備が第四条第一項の規定による基準に合わなくなつたとき。

二 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていないと畜場において、その制限によらないで獣畜のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

三 第四条第二項の規定による獣畜の種類及び頭数の制限が定められていない簡易と畜場において、通例として、一日に十頭をこえる獣畜又は生後一年以上の牛若しくは馬のと殺又は解体が行われるに至つたとき。

四 当該と畜場の設置者又は管理者が、都道府県知事の警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第五条の規定に違反したとき。

2 都道府県知事は、と畜業者その他獣畜のと殺又は解体を行う者が、当該職員からの警告を受けたにもかかわらず、なお継続して第六条の規定に違反したときは、その者に対し、期間を定めて、と殺若しくは解体の業務の停止を命じ、又はと殺若しくは解体を行うことを禁止することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、当該処分を受けるべき者に、その処分の理由を通知し、自己のために弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(と畜検査員)  
第十五条 第十条に規定する検査の事務に従事させ、並びに第十二条、第十三条第一項及び前条第二項に規定する当該職員職務を行わせるため、都道府県に、畜検査員を置く。

2 畜検査員は、都道府県の職員のうちから、都道府県知事が命ずる。

3 と畜検査員の資格及び設置の基準については必要な事項は、政令で定める。

九

(罰則)

第十六条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項の規定に違反した者

二 第九条第一項又は第二項の規定に違反した者

三 第十条第一項から第三項まで(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第十七条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第十一条の規定に違反した者

二 第十二条の規定による禁止若しくは命令に違反した者又は同条第二号若しくは第三号の規定により当該職員職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第十四条第一項の規定による命令又は同条第二項の規定による命令若しくは禁止に違反した者

第十八条 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反した者

二 第八条第一項の規定による認可を受けず、又は同条第二項の規定に違反して、と畜場使用料又はと畜解体料を受けた者

三 第九条第三項の規定による指示に違反した者

四 第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の入立検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(保健所を設置する市)

第二十条 保健所を設置する市にあつては、第十五条第一項及び第二項中「都道府県」とあるのは「市」と、第九条、第十条、第十二条、第十四条及び第十五条第二項中「都道府県知事」とあるのは「市長」と読み替へるものとする。但し、第十四条第一項については、施設の使用の制限又は停止を命ずる処分に関しのみ、「都道府県知事」とあるのを「市長」と読み替へるものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一日を超えて一箇月を経過した日から施行する。

(屠場法の廃止)

2 屠場法(明治三十九年法律第三十二号)は、廃止する。

(と畜場設置の許可に関する経過規定)

3 この法律の施行の際、現に従前の規定による許可を受けて設置されていると畜場のうち、その構造設備が第四条第一項の規定による一般と畜場の基準に合ふもの及び通例として一日に十頭をこえる牲畜を飼養し、又は解体しているものは、この法律の規定による許可を受けて設置された簡易と畜場とみなす。

(と畜検査員に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、現に従前の規定によりと畜検査員を命ぜられていた者は、この法律の規定によりと畜検査員を命ぜられたものとみなす。

(罰則に関する経過規定)

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

6 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三十五号を次のように改める。

三十五 削除

第九号第一項第十五号中「と場」を「と畜場」に改める。

(と畜処理場等に関する法律の一部改正)

7 畜処理場等に関する法律(昭和二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第五号第一項第二号、第二十一条第一項第二号、第三十三号、第五十一条第一項及び第五十二条中「と場」を「と畜場」に改める。第三十四号中「種付」を「種付」と、畜場以外の場所におけると殺」に改める。

第九 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「又はじんあい焼却場」を「じんあい焼却場又はと畜場」に改める。第二十八号第四号中「じんあい焼却場」の下に「又はと畜場」を加える。

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

ての資格を有する者」に改め、同条第三項を削る。  
第二十一条から第二十三条までを次のように改める。  
第二十一条から第二十三条まで 削除

第二十四条第一項中第三号を第四号とし、以下一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
三 民生委員の職務に關して福祉事務所その他の關係行政機関との連絡に當ること。  
第二十四条に次の二項を加える。

3 民生委員協議会は、市町村の区域を単位とする社会福祉關係団体の組織に加わることができる。  
4 市町村長及び福祉事務所その他の關係行政機関の職員は、民生委員協議会に出席し、意見を述べることができる。  
第二十五条を次のように改める。  
第二十五条 削除

第二十六条中、「常務委員協議会」を削り、「支弁」を「負担」に改める。  
第二十七条を次のように改める。  
第二十七条 削除

第二十八条を次のように改める。  
第二十八条 国庫は、第二十六条の規定により都道府県が負担した費用のうち、厚生大臣の定める事項に關するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができる。  
第二十九条を次のように改める。  
第二十九条 削除

附則  
（施行期日）  
1 この法律は、公布の日から施行

する。但し、第八条の改正規定は、昭和二十八年十月一日から施行する。  
（経過規定）  
昭和二十八年九月三十日現に民生委員推薦会の委員の職にある者は、同日限り、その地位を失う。  
3 この法律の施行の際現に民生委員の職にある者の任期は、第十条の規定にかかわらず、昭和二十八年十一月三十日までとする。この法律の施行後、従前の第八条の規定による民生委員推薦会の推薦により民生委員を委嘱される者の任期も、同様とする。  
（生活保護法の一部改正）  
4 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。  
第二十二条の見出しを「（民生委員の協力）」に改め、同条中「保護の実施機関、福祉事務所長又は社会福祉主事から求められたときは、これらの者の行方保護事務の執行について、これに協力するものとする。」を「この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力するものとする。」に改める。

六月十三日日本委員会に左の事件を付託された  
一、国立病院等の賄費増額に關する請願（第三八三号）  
一、未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情（第七四号）  
一、国民健康保険医療給付費国庫補助増額に關する陳情（第七五号）

一、そ族昆虫駆除事業費国庫補助に關する陳情（第七六号）  
第三八三号 昭和二十八年六月一日受理  
国立病院等の賄費増額に關する請願  
請願者 北海道札幌市白川一、八、四国立北海道第二療養所内 越田常雄  
紹介議員 千葉 信君  
入院結核患者の給食費は、現在国立病院は一日一人八十五円、療養所では九十円となつてゐるが、このような僅少額では療養に必要な栄養を満たすことができないから、すみやかに一人一日百三十円に引き上げられたいとの請願。  
第七四号 昭和二十八年六月三日受理  
未復員者給与法適用患者に対する生活扶助料支給等の陳情  
陳情者 大分県北海部郡国立療養所二豊荘内 阿部邦人外一名  
政府は旧軍人の恩給復活、遺家族援護等を取り上げ逐次国民生活の安定を計られつつあるが、入院中の旧軍人傷病者は、医療を保障されてゐるとはいへず、入院軍人の俸給に代るべきものも支給されず、また傷病恩給も受けられず全く無収入の状態にあつて困難な条件下に療養を続けているから、すみやかに傷病恩給もしくは生活扶助料のよくなものを支給せられたいとの陳情。  
第七五号 昭和二十八年六月三日受理  
国民健康保険医療給付費国庫補助増額に關する陳情

陳情者 神戸市生田区下山手通五兵衛民部生保課内兵衛民部健康保険団体連合会内 友井茂次  
多年懸案の国民健康保険医療給付費に對する国庫補助予算が実現の運びとなり、すでにこれが実現を見越して各保険者においては給付の内容の充実と保険財政の確立に万全の態勢を整へるいは事業の再開に着手したのであるが、衆議院の解散により更めて国会の審議をしなければならなくなつたことは遺憾であり、若しこの助成金が減額または実現不可能の事態を招来すればこの影響は至大なるものであるから、国民健康保険医療給付費の二割以上国庫負担の予算化およびこれが緊急交付を囿られたいとの陳情。  
第七六号 昭和二十八年六月三日受理  
そ族昆虫駆除事業費国庫補助に關する陳情  
陳情者 兵庫縣相生市議會議長 酒井安信外十二名  
そ族昆虫駆除事業は、昭和二十四年までは伝染病予防法によつて三分の二の補助を受けたが、二十五年からは平衡交付金の一部に組入れられるようになったため、非常に不明確な点があり、また現在の都市財政の実情からみて明確な財源がなく、完全な事業の遂行はできないから、この事業に對する補助は、平衡交付金の措置によらず伝染病予防法によつて交付せられたいとの陳情。  
六月十九日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。  
一、健康保険法の一部を改正する法律案  
一、厚生年金保険法の一部を改正する法律案  
健康保険法の一部を改正する法律案  
健康保険法の一部を改正する法律案  
健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。  
第三条を次のように改める。  
第三条 標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定む。  
▲

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三〇〇〇円	一〇〇円
第二級	四〇〇〇円	一三〇円
第三級	五〇〇〇円	一六〇円
第四級	六〇〇〇円	一九〇円
第五級	七〇〇〇円	二二〇円
第六級	八〇〇〇円	二五〇円

第八部 厚生委員会會議録第二号 昭和二十八年六月二十三日【參議院】

第七級	九〇〇〇円	三〇〇〇円	八、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第八級	一〇〇〇〇円	三〇〇〇円	九、五〇〇円以上二、〇〇〇円未満
第九級	一三〇〇〇円	四〇〇〇円	二、〇〇〇円以上三、〇〇〇円未満
第一〇級	一五〇〇〇円	五〇〇〇円	三、〇〇〇円以上四、〇〇〇円未満
第一級	一六〇〇〇円	五〇〇〇円	四、〇〇〇円以上七、〇〇〇円未満
第一二級	一八〇〇〇円	六〇〇〇円	七、〇〇〇円以上九、〇〇〇円未満
第一三級	二〇〇〇〇円	六〇〇〇円	九、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第一四級	二二〇〇〇円	七〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一五級	二四〇〇〇円	八〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一六級	二六〇〇〇円	八七〇〇円	二一、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一七級	二八〇〇〇円	九三〇〇円	二五、〇〇〇円以上三〇、〇〇〇円未満
第一八級	三〇〇〇〇円	一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上三三、〇〇〇円未満
第一九級	三三〇〇〇円	一、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上三六、〇〇〇円未満
第二〇級	三六〇〇〇円	一、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除ク)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保險者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

三 前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保險者ニ付現ニ使用セラルル事業所ニ於テ継続シタル三ヶ月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ被保險者必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シク高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限り第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラレバキ被保險者ニ付亦同ジ

被保險者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ

依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ之ヲ算定ス

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受クル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ第七項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ報酬月額トス

第二十条ノ規定ニ依ル被保險者ノ標準報酬ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ従前ノモノニ依ル第三條ノ二を創る。

第十三條中「事業所(事務所ヲ含ム以下同ジ)又ハ事務所」を「事業所」に改め、同條第一号に次のように加ふる。

(イ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業

(ロ) 教育、研究又ハ調査ノ事業

(ハ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業

(ニ) 通信又ハ報道ノ事業

(ホ) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)ニ定ムル更生保護事業

第五十七條ノ三第二号中「二年」を「三年」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第五十七條ノ三の改正規定及び附則第五

項の規定は、同年十一月一日から施行する。

2 昭和二十八年九月一日前に被保險者ノ資格ヲ取得シ同年九月一日まで引続き被保險者ノ資格のある者については、その者が同年九月一日に被保險者ノ資格ヲ取得したものとみなして、改正後ノ第三條第三項ノ規定ヲ適用ス。

3 前項ノ規定ニ該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までノ間に第十三條第一号(イ)から(ロ)まで若しくは第二号又は第十五條ノ規定によつて被保險者ノ資格ヲ取得した者ノ同年十月三十一日までノ標準報酬については、第三條ノ改正規定及び前項ノ規定にかかわらず、なお従前ノ例による。

4 昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までノ間に改正後ノ第十三條第一号(イ)から(ロ)までの規定によつて被保險者ノ資格ヲ取得した者は、保險給付及費用ノ負担に關する規定ノ適用については、同年十月三十一日までノ間は、被保險者とならなかつたものとみなす。

5 被保險者若しくは被保險者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養ノ給付又は家族療養費ノ支給ノ開始の日から起算して昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保險給付ノ支給については、第五十七條ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前ノ例による。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律

第六十号)の一部を次のように改正する。  
 第四条を次のように改める。  
 第四条 標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラルル事業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ継続シテ使用セラレタル期間ニ限ルモノトシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ日アリタルトキハ其ノ月ヲ除ク)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ行政庁之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ其ノ年ノ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

ル者ニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス  
 一、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額  
 二、日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ属スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額  
 三、前二号ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各号ノ二以上ニ該当スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額  
 前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付現ニ使用セラルル事業所ニ於テ継続シタル三月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ガ其ノ標準報酬ノ基礎ト為リタル報酬月額ニ比シ著シク高低ヲ生ジタル場合ニ於テ行政庁必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月ノ翌月ヨリ標準報酬ヲ改定スルコトヲ得  
 前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十二月迄ノ何レカノ月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス  
 七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保険者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限リ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ何レカノ月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラレベキ被保険者ニ付亦同ジ  
 被保険者ノ報酬月額ガ第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ行政庁ニ於テ之ヲ算定ス  
 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル者ニ付報酬月額ヲ定ムル

場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項乃至第四項又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額ヲ以テ其ノ者ノ報酬月額トス  
 第二十二條ノ規定ニ依リ被保険者ノ標準報酬ハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引統キ従前ノモノニ依ル但シ行政庁ハ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬月額ヲ其ノ額ヨリ低額ノ標準報酬月額ニ改定ス  
 前項但書ノ標準報酬ハ之ヲ改定シタル日ノ属スル月ノ翌月(改定シタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリノ標準報酬トス  
 第四條ノ二を削る。  
 第十六條中「事業所(事務所ヲ含ム)」を「事業所」に改め、同條第一号に次のように加ふる。  
 (ウ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業  
 (ロ) 教育、研究又ハ調査ノ事業  
 (ハ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業  
 (ニ) 通信又ハ報道ノ事業  
 (イ) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)ニ定ムル更生保護事業  
 第十六條ノ二第一号(中)「(ハ)乃至(ロ)」を「(ハ)乃至(ウ)乃至(イ)」に改める。  
 第三十六條第一項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附則  
 1 この法律は、昭和二十八年九月一日から施行する。但し、第三十六條第一項の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項の規定は、同年十一月一日から施行する。  
 2 昭和二十八年九月一日前に被保険者の資格を取得して同年九月一日まで引き続き被保険者の資格のある者については、その者が同年九月一日に被保険者の資格を得たものとみなして、改正後の第四條第三項の規定を適用する。  
 3 前項の規定に該当する者及び昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に第十六條第一号(イ)から(ウ)まで若しくは第二号、第十六條ノ三又は第十七條の規定によつて被保険者の資格を取得した者の同年十月三十一日までの標準報酬については、第四條の改正規定及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
 4 昭和二十八年九月一日から同年十月三十一日までの間に改正後の第十六條第一号(イ)から(ウ)までの規定によつて被保険者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用については、同年十月三十一日までの間は、被保険者とならなかつたものとみなす。  
 5 昭和二十八年十一月一日前に第二十二條の規定によつて被保険者の資格を取得し、同年十一月一日まで引き続き同條の規定による被保険者の資格のある者の標準報酬については、改正後の第四條第九項の規定にかかわらず、同年十

一月一日において、従前のその者の標準報酬月額を同条第一項の規定による報酬月額とみなして改定する。

6 被保険者又は被保険者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき医師又は歯科医師の診療を受けた日（健康保険の被保険者たる被保険者にあつては、健康保険法による療養の給付を受けた日）から起算して、昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十六条第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

六月二十日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日雇労働者健康保険法案  
日雇労働者健康保険法案

目次  
第一章 総則（第一条―第五条）  
第二章 被保険者（第六条―第八条）  
第三章 保険給付（第九条―第二十七條）  
第四章 費用の負担（第二十八條―第三十七條）  
第五章 保健施設及び福祉施設（第三十八條）  
第六章 審査の請求（第三十九條―第四十條）  
第七章 雑則（第四十一条―第五十條）

第八章 罰則（第五十一条―第五十六条）  
第一章 総則  
（この法律の目的）  
第一条 この法律は、日雇労働者の業務外の事由による疾病又は負傷及びその被扶養者の疾病又は負傷に對して保険給付を行うことによつて、その生活の安定に寄与することを目的とする。  
（被保険者）  
第二条 日雇労働者健康保険の被保険者は、政府とする。  
第三条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。  
一 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、同一の事業所又は事務所（以下単に「事業所」という。）において、イに掲げる者にあつては一箇月の期間をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合（所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至つた場合を除く。）を除く。  
イ 日雇入れられる者  
ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者  
二 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて

使用されるべき場合を除く。  
三 臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合を除く。  
（この法律で「被扶養者」とは、被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子及び孫であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいう。）  
（賃金日額）  
第四条 賃金日額は、左の各号によつて算定する。  
一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日におけるかぜぎ高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合においては、その額  
二 賃金が二日以上期間におけるかぜぎ高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合（次号に該当する場を除く。）においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日（その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、こ

れに該当する者のあつたその直近の日）における賃金日額の平均額  
三 賃金が二日以上期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数（月の場合は、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額  
四 前三号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が一日において受ける賃金の額  
五 前各号の二以上に該当する賃金を受ける場合においては、それぞれその賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額  
六 一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額  
2 前項の場合において、賃金中通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。  
（諮問）  
第五条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に關する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に關するものは、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。  
第二章 被保険者  
（被保険者）  
第六条 左の各号の一に該当する事

業所に使用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。  
一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十三条第一号の事業所又は同条第二号の事業所  
二 健康保険法第十四条第一項の規定による認可のあつた事業所  
三 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行うもの（適用除外）  
第七条 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続き二箇月間に通算して二十八日以上使用される見込のないことが明らかであるとき、健康保険法第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、厚生大臣の承認を得て、一定期間、被保険者とならないことができる。  
（日雇労働者健康保険被保険者手帳）  
第八条 日雇労働者は、第六条の規定によつて被保険者となつたときは、被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇労働者健康保険被保険者手帳（以下「被保険者手帳」という。）の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その被保険者手帳に日雇労働者健康保険印紙（以下「健康保険印紙」という。）をもち、より付

（この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働の対償として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいう。）  
（賃金日額）  
第四条 賃金日額は、左の各号によつて算定する。  
一 賃金が日又は時間によつて定められる場合、一日におけるかぜぎ高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合においては、その額  
二 賃金が二日以上期間におけるかぜぎ高によつて定められる場合その他被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合（次号に該当する場を除く。）においては、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日（その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかつたときは、こ

すべき余白があるときは、この限りでない。

2 保険者は、前項の申請があつたときは、被保険者手帳を交付しなければならぬ。

3 被保険者手帳の様式及び交付その他被保険者手帳に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

### 第三章 保険給付

#### (受給要件)

第九条 被保険者(被保険者であつた者を含む。この章において以下同じ。)が療養の給付又は家族療養費の支給を受けるには、当該疾病又は負傷につきはじめてこれを受けようとする日の属する月の前二箇月間に、通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

2 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなえることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

#### (療養の給付)

第十条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行う。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療(歯科診療における補てつを除く。)
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、健康保険法第四十三條第二項の規定に基く命令で定

める場合及び保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。

#### (受給方法)

第十一條 被保険者が前條第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を健康保険法の規定により指定された保険医(以下「保険医」という。及び同法の規定によつて指定された保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。))並びに保険者の指定する者のうち自己の選定した者に提出して、その者から受けるものとする。

2 前項の規定によつて給付を受ける者は、その給付を受ける際、健康保険法の規定により厚生大臣の定める初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならない。

#### (療養担当者の義務)

第十二條 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三條ノ四第一項の規定に基き厚生大臣の定めるところに従つて、被保険者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

#### (費用の算定)

第十三條 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、療養の給付に關して被保険者に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三條ノ六第二項の規定に基き厚生大臣の定めるところによつて算定する。

#### (給付の期間)

第十四條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して三箇月を経過したときは、行わぬ。

#### (療養費)

第十五條 保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた場合において、その必要があると認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 保険者は、被保険者が、第九條第二項に規定する受給資格証明書の交付を受けないうで保険医又は保険者の指定する者の診療を受けた場合において、受給資格証明書の交付を受けなかつたことが、緊急その他やむを得ない事由によるものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給するものとする。

第十六條 療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を標準として、保険者が、定める。

2 前項の療養に要する費用の算定については、第十三條第二項の規定を準用する。但し、その額は、現に療養に要した費用の額をこえることができない。

#### (家族療養費)

第十七條 被扶養者が受給資格証明書を被扶養者、保険薬剤師及び保険者の指定する者のうち自己の選定

した者に提出して、その者から第十條第一項各号に掲げる療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

2 家族療養費の額は、療養に要する費用の百分の五十に相当する額とする。但し、現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

3 第一項の場合においては、保険者は、療養に要した費用のうち、同項の規定により家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額を、被保険者に代り、当該保険医、保険薬剤師若しくは保険者の指定する者又はこれらを使用する者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

5 第十條第二項、第十三條第二項及び第十四條から前條までの規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、前條第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは、「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同條第二項但書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の百分の五十に相当する額」と読み替へるものとする。

(他の社会保険による給付等との調整)  
第十八條 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員

保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わぬ。

2 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、この法律の規定による家族療養費の支給に相当する給付があつたときは、その限度において、行わぬ。

3 家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法又は国家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わぬ。

4 療養の給付及び家族療養費の支給は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)の規定によつて、これに相当する給付があつたときは、その限度において、行わぬ。

5 前項の規定は、他の法律の規定によつて、国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給があつた場合に、準用する。

#### (給付制限)

第十九條 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生ぜしめたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わぬ。

第二十條 被保險者が、闘争、でい  
酔又は著しい不行動によつて給付  
事由を生ぜしめたときは、当該給  
付事由に係る保険給付は、その全  
部又は一部を行わないことができ  
る。

第二十一條 被保險者が、左の各号  
の一に該当する場合には、その期  
間に係る保険給付は、行わない。  
一 日本国外にあるとき。  
二 少年院その他これに準ずる施  
設に収容されたとき。  
三 監獄、労務場その他これらに  
準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保險者は、被保險者が、前項各  
号の一に該当する場合において  
も、被扶養者に係る保険給付を行  
うことを妨げない。

第二十二條 保險者は、被保險者  
が、正当な理由がないにもかかわ  
らず、療養に関する指示に従わな  
いときは、保険給付の一部を行わ  
ないことができる。

第二十三條 保險者は、被保險者  
が、正当な理由がないにもかかわ  
らず、第四十六條の規定による診  
断を拒んだときは、保険給付の全  
部又は一部を行わないことができ  
る。

第二十四條 第十九條、第二十條、  
第二十一條第一項及び前二條の規  
定は、被扶養者に準用する。この  
場合において、これらの規定中  
「保険給付」とあるのは、「当該被  
扶養者に係る保険給付」と読み替  
えるものとする。

(損害賠償請求権)  
第二十五條 保險者は、給付事由が

第三者の行為によつて生じた場合  
においては、当該給付事由につい  
て行うべき保険給付の価額の限度  
で、被保險者又は被扶養者がその  
第三者に対して有する損害賠償の  
請求権を取得する。

(受給権の保護)  
第二十六條 保險給付を受ける権利  
は、譲り渡し、担保に供し、又は  
差し押えることができない。  
(租税その他の公課の禁止)  
第二十七條 租税その他の公課は、  
保險給付として支給を受けた金品  
を標準として、課することができ  
ない。

第四章 費用の負担  
(国庫の負担)  
第二十八條 国庫は、毎年度予算の  
範囲内において、日雇労働者健康  
保險事業の執行に要する費用を負  
担する。

(保險料の徴収)  
第二十九條 保險者は、日雇労働者  
健康保險事業に要する費用に充て  
るため、保險料を徴収する。

(保險料額)  
第三十條 保險料は、被保險者の賃  
金日額が百六十円以上の場合には第  
一級、百六十円未満の場合には第二  
級とし、その額は、一日につき、  
第一級にあつては十六円、第二級  
にあつては十三円とする。

2 被保險者の負担すべき保險料額  
は、一日につき、第一級にあつて  
は八円、第二級にあつては五円と  
し、事業主の負担すべき保險料額  
は、一日につき、第一級及び第二  
級のいずれにあつても、八円とす  
る。

(保險料の納付義務及び納付の方  
法)  
第三十一條 事業主(被保險者が一  
日において二以上の事業所に使用  
される場合においては、はじめに  
その者を使用する事業主とする。  
以下同じ。)は、被保險者を使用す  
る日ごとに、その者及び自己の負  
担する保險料を納付しなければな  
らない。

2 前項の規定による保險料の納付  
は、被保險者が提出する被保險者  
手帳に健康保險印紙をちよう付  
し、これに消印して行わなければ  
ならない。

3 被保險者手帳を所持する被保險  
者は、第六條各号に掲げる事業所  
に使用される日ごとに、その被保  
險者手帳を事業主に提出しなけれ  
ばならない。

4 事業主は、被保險者を使用する  
日ごとに、被保險者にその所持す  
る被保險者手帳の提出を求めなけ  
ればならない。

5 事業主は、第一項の規定により  
保險料を納付したときは、被保險  
者の負担すべき保險料額に相当す  
る額を、その者に支払う資金から  
控除することができる。この場合  
においては、事業主は、被保險者  
にその旨を告げなければならな  
い。

(帳簿の備付及び報告)  
第三十二條 事業主は、その事業所  
ごとに健康保險印紙の受払に關す  
る帳簿を備え付け、被保險者を使  
用するつど、これにその受払状況  
を記載し、且つ、翌月末日まで  
に、保險者にその受払状況を報告

しななければならない。  
(保險料の決定及び追徴金)  
第三十三條 事業主が第三十一條の  
規定による保險料の納付を怠つた  
ときは、保險者は、その調査に基  
いて、その納付すべき保險料額を  
決定し、これを事業主に告知する。

2 事業主が、正当な事由がないと  
認められるにもかかわらず、第三十  
一條の規定による保險料の納付を  
怠つたときは、保險者は、厚生省  
令の定めるところにより、前項の  
規定によつて決定された保險料額  
の百分の二十五に相当する額の追  
徴金を徴収する。但し、決定され  
た保險料額が千円未満であるとき  
は、この限りでない。

3 追徴金を計算するにあたり、決  
定された保險料額に千円未満の端  
数があるときは、その端数は、切  
り捨てる。

4 第二項に規定する追徴金は、そ  
の決定がなされた日から十四日以  
内に、保險者に納付しなければな  
らない。

(徴収金の督促及び滞納処分)  
第三十四條 保險料その他この法律  
の規定による徴収金を滞納する者  
があるときは、保險者は、期限を  
指定して、これを督促しなければ  
ならない。

2 前項の規定によつて督促をしよ  
うとするときは、保險者は、納付  
義務者に対して督促状を発する。  
この場合において、督促状により  
指定すべき期限は、督促状を発す  
る日から起算して十日以上経過し  
た日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受け  
た者が、その指定の期限までに、  
保險料その他この法律の規定によ  
る徴収金を納付しないときは、保  
險者は、国税滞納処分の例によつ  
て、これを処分し、又は滞納者の  
居住地若しくはその者の財産所在  
地の市町村(特別区を含む)のと  
し、地方自治法(昭和二十二年法  
律第六十七号)第一百五十五條第  
二項の市にあつては区とする。以  
下同じ。)に対して、その処分を請  
求することができる。

4 市町村は、前項の規定による処  
分の請求を受けたときは、市町村  
税の例によつて、これを処分する  
ことができる。この場合において  
は、保險者は、徴収金の百分の四  
を当該市町村に交付しなければな  
らない。  
(延滞金)  
第三十五條 前條第二項の規定によ  
つて督促をしたときは、保險者  
は、保險料額百円につき一日八銭  
の割合で、納期限の翌日から、保  
險料完納又は財産差押の日の前日  
までの日数によつて計算した延滞  
金を徴収する。但し、左の各号の  
一に該当する場合は延滞につ  
きやむを得ない事情があると認めら  
れる場合は、この限りでない。  
一、保險料額が千円未満であると  
す。

2 前項の場合において、保險料額  
の一部につき納付があつたとき

は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満のときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権の順位)  
第三十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつたものとする。

(送達)  
第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号) 第四条ノ九及び第四条ノ十の規定を準用する。

第五章 保健施設及び福祉施設  
設

(保健施設及び福祉施設)  
第三十八条 保険者は、被保険者又は被保険者であつた者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくはその健康の保持増進のために必要な施設をし、又はこれに必要な費用を支出することができる。

第六章 審査の請求  
(審査及び再審査)  
第三十九条 保険給付に関する処分

に不服がある者は、社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したもののみならず、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

第四十条 保険料その他この法律の規定による徴収金に關する決定その他の処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第七章 雜則  
(時効)  
第四十一条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に關する規定を準用する。但し、保険者のなす保険料その他この法律の規定による徴収金の告知又は督促は、民法第五百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(期間の計算)  
第四十二条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

(印紙税の非課税)  
第四十三条 日雇労働者健康保険に關する書類には、印紙税を課さない。

(届出の義務)  
第四十四条 被保険者を使用する事業主は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の異動、賃金その他厚生省令の定める事項を被保険者に届け出なければならない。

第四十五条 被保険者又は被保険者であつた者は、被扶養者に異動を生じた場合、療養の給付期間が満了した場合その他厚生省令で定める場合においては、被保険者に対する旨を届け出なければならない。

(強制診断)  
第四十六条 保険者は、療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給を行うにつき、必要があるとき、当該被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者の診断を行うことができる。

(報告の徴収等)  
第四十七条 厚生大臣は、保険給付の決定又は保険料の徴収に關して必要があると認めるときは、被保険者を使用する事業主に対して、被保険者の異動、賃金その他必要と認める事項の報告を命じ、又は当該職員に、事業所に立ち入つて、事業主、被保険者その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人

の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(診療録等の検査)  
第四十八条 厚生大臣は、保険給付に關して必要があると認めるときは、当該職員に、診療、調剤又は手当をした者の診療施設その他の施設に立ち入つて、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

(職権の委任)  
第四十九条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)  
第五十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則  
第五十一条 第三十一条第一項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第三十二条の規定に違反して、帳簿を備へ付けず、若しくは報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第四十七条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第八條第一項の規定に違反して虚偽の申請をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十八条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第八條第一項の規定に違反して、申請をせず、又は第三十一条第三項の規定に違反して、被保険者手帳を提出しなかつた者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。但し、第二十八條の規定は、この法律の実施のためにあらかじめ必要な限度において、同年八月一日から適用し、保険給付及び保険料に關する規定は、昭和二十九年一月十五日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)  
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五十七号を次のように改める。

五十七 健康保険及び船員保険  
に關し、療養に要する費用を  
定めること。  
第五号第五十七号の次に次の  
号を加える。  
五十七の二 政府の管掌する健  
康保険並びに日雇労働者健康  
保険及び船員保険に關し、診  
療契約を締結すること。  
第五号第六十二号を次のように  
改める。  
六十二 政府の管掌する健康保  
險又は日雇労働者健康保険、  
厚生年金保険若しくは船員保  
險の保険料を徴収すること。  
第十四条中第三号を第四号とし、  
以下順次一号ずつ繰り下げ、第二  
号の次に次の一号を加える。  
三 日雇労働者健康保険事業を  
行うこと。  
(健康保険法の一部改正)  
健康保険法の一部を次のように  
改正する。  
第五十九条ノ三、第五十九条ノ  
四及び第五十九条ノ五をそれぞれ  
第五十九条ノ四、第五十九条ノ五  
及び第五十九条ノ六とし、第五十  
九条ノ二の次に次の一条を加える。  
第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依  
ル家族療養費ノ支給ハ同一ノ疾  
病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル  
疾病ニ關シ日雇労働者健康保  
法(昭和二十八年法律第  
号)ノ規定ニ依ル療養ノ給付ア  
リタルトキハ其ノ限度ニ於テ之  
ヲ為サズ  
(船員保険法の一部改正)  
船員保険法の一部を次のように  
改正する。

第三十三条を次のように改める。  
第三十三条 前条ノ規定ニ依ル家  
族療養費ノ支給ハ同一ノ疾病又  
ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病  
ニ關シ日雇労働者健康保険法  
(昭和二十八年法律第 号)  
ノ規定ニ依ル療養ノ給付アリタ  
ルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為  
サズ  
(国家公務員共済組合法の一部改  
正)  
国家公務員共済組合法の一部を  
次のように改正する。  
第三十四条の次に次の一条を加  
える。  
(家族療養費の支給の制限)  
第三十四条の二 家族療養費は、  
同一の疾病並びに負傷及びこれ  
に因り発した疾病に關し、日雇  
労働者健康保険法(昭和二十八  
年法律第 号)ノ規定によ  
る療養の給付があつたときは、  
その限度において、これを支給  
しない。  
(国民健康保険法の一部改正)  
国民健康保険法の一部を次のよ  
うに改正する。  
第八条ノ十五第一項中第二号を  
第三号とし、第三号を第四号と  
し、第一号の次に次の一号を加  
える。  
二 日雇労働者健康保険法(昭  
和二十八年法律第 号)  
第八条ノ規定ニ依リ日雇労働  
者健康保険被保険者手帳ノ交  
付ヲ受ケ六月ヲ経過セザル  
者 但シ同法第七条ノ規定ニ  
依ル承認ヲ受ケ同法ノ被保險  
者ト為ラザル期間内ニ在ル者  
ヲ除ク

第十四条第一項中第二号を第三  
号とし、第三号を第四号とし、第  
一号の次に次の一号を加える。  
二 日雇労働者健康保険法第八  
条ノ規定ニ依リ日雇労働者健  
康保険被保険者手帳ノ交付ヲ  
受ケ六月ヲ経過セザル者 但  
シ同法第七条ノ規定ニ依ル承  
認ヲ受ケ同法ノ被保險者ト為  
ラザル期間内ニ在ル者ヲ除ク  
(社会保険審議会及び社会保険医  
療協議会法の一部改正)  
社会保険審議会及び社会保険医  
療協議会法(昭和二十五年法律第  
四十七号)の一部を次のように改  
正する。  
第一条、第二条及び第七条中「船  
員保険事業」を「日雇労働者健康保  
險事業、船員保険事業」に改める。  
第三条第一項第一号及び第二号  
中「船員保険」を「日雇労働者健  
康保険、船員保険」に改める。  
(社会保険診療報酬支払基金法の一  
部改正)  
社会保険診療報酬支払基金法  
(昭和二十三年法律第百二十九号)  
の一部を次のように改正する。  
第一条中「健康保険法(大正十

一年法律第七十号)の下に「日  
雇労働者健康保険法(昭和二十八  
年法律第 号)」を加える。  
(結核予防法の一部改正)  
結核予防法(昭和二十六年法律  
第九十六号)の一部を次のように  
改正する。  
第三十七条第一項中「健康保  
法(大正十一年法律第七十号)」  
の下に「日雇労働者健康保険法  
(昭和二十八年法律第 号)」  
を加える。  
(印紙をもつてする職入金納付に  
關する法律の一部改正)  
印紙をもつてする職入金納付に  
關する法律(昭和二十三年法律第  
百四十二号)の一部を次のように  
改正する。  
第二条第一項但書中「失業保  
法(昭和二十二年法律第百四十六  
号)第三十八条の十一第一項」の  
下に「又は日雇労働者健康保険法  
(昭和二十八年法律第 号)  
第三十一条第一項」を加え、同条  
第二項中「及び失業保険法第三十  
八条の十二第一項に規定する失  
業保険印紙」を「失業保険法第  
三十八条の十二第一項に規定す  
る失業保険印紙及び日雇労働者  
健康保険法第三十一条第二項に規  
定する日雇労働者健康保険印紙」  
に改める。  
第三条第一項中「失業保険印紙」  
の下に「又は日雇労働者健康保  
險印紙」を、「労働大臣」の下  
に「又は厚生大臣」を加え、同条  
第二項中「及び失業保険印紙」を  
「失業保険印紙及び日雇労働者

健康保険印紙」に改める。  
(所得税法の一部改正)  
所得税法(昭和二十二年法律第  
二十七号)の一部を次のように改  
正する。  
第八条第六項中第一号の次に次  
の一号を加える。  
一 二 日雇労働者健康保険法  
の規定により被保險者として  
負担する日雇労働者健康保  
險の保険料  
(地方財政法の一部改正)  
地方財政法(昭和二十三年法律  
第九号)の一部を次のように改  
正する。  
第十条の四第六号中「健康保  
法(大正十一年法律第七十号)」  
の下に「日雇労働者健康保  
險」を加える。  
(地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第  
二百二十六号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第二百六十二条第三号中「健康  
保険法(大正十一年法律第七十  
号)」の下に「日雇労働者健康保  
險法(昭和二十八年法律第  
号)」を加える。  
第六百七十二号第三号、第七百  
四十四条第十一項及び第七百七十  
七条第四項中「健康保険法」の下  
に「日雇労働者健康保険法」を加  
える。  
(国庫出納金等端数計算法の一部  
改正)  
国庫出納金等端数計算法(昭和  
二十五年法律第六十一号)の一部  
を次のように改正する。  
第七条第一項第七号中「健康保  
險法(大正十一年法律第七十号)  
第十一條第三項」の下に「日雇

労働者健康保険法（昭和二十八年法律第 号）第三十五条」を加える。

六月二十日日本委員会に左の事件を付託された

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法改正に正に関する請願（第六四九号）  
一、岡山県にアフタ・ケア施設設置の陳情（第二一〇号）

第六四九号 昭和二十八年六月九日受理

戦傷病者戦没者遺族等援護法改正に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡野上町秩父郡遺族連合会内 塩谷松次郎外三十六名

紹介議員 上原 正吉君

戦傷病者戦没者遺族等援護法は不備な点が多いから、(一)弔慰金は戦没者の英霊ある家本位に下附すること、(二)事実養父母も事実婚と同様に認めること、(三)昭和十六年十二月八日以前の発病も同様に取扱いすること、(四)済洲開拓の犠牲者に対しても援護法を適用すること等の改正を行われたいとの請願。

第二二〇号 昭和二十八年六月九日受理

岡山県にアフタ・ケア施設設置の陳情

陳情者 岡山県津山市議會議長 浮田龜市

岡山県においては衛生モデル県として、結核撲滅に全力を傾注し着々効果をあげているが、なお県下に二万数千名の患者を有する実情であるから、本県

にアフタ・ケア施設をぜひ設置せられたいとの陳情。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法の一部を改正する法律案

船員保険法（昭和十四年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二号中「二年」を「三年」に改める。

第四十条第一項及び第四十二条ノ三第一項中「二年以内」を「三年以内」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

2 被保険者若しくは被扶養者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十一条、第四十条第一項及び第四十二条ノ三第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

六月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、日雇労働者健康保険法案（案）

日雇労働者健康保険法案  
日雇労働者健康保険法

目次

第一章 総則（第一条—第三条）

第二章 被保険者（第四条—第七条）

第三章 被扶養者（第八条—第十条）

第四章 保険給付（第十一条—第三十条）

第五章 費用の負担（第三十一条—第三十二条）

第六章 認可による被保険者に関する特例（第四十条—第四十四条）

第七章 審査の請求及び訴訟（第四十五条—第四十七条）

第八章 罰則（第四十八条—第五十一条）

附則

第一章 総則

第一条 日雇労働者健康保険は、被保険者が日雇労働者である被保険者（被保険者であつた者を含む。第十条第一項に規定する場合を除き、以下同じ。）の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分べん及び被保険者によつて生計を維持する者（以下「被扶養者」という。）の疾病、負傷、死亡又は分べんに關し、保険給付を行い、あわせて被保険者及び被扶養者の福祉に必要な施設をし、もつてその生活の安定に寄与することを目的とする。（定義及び被扶養者の範囲）

第二条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。

一 臨時に雇用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者については、その者が所定の期間をこえて引き続き雇用されるに至つたとき、又、ロに掲げる者については、その者が一箇月をこえて引き続き雇用されるに至つたときは、この限りでない。

イ 二箇月以内の期間を定めて雇用される者

ロ 日雇労働者

二 季節的業務に雇用される者。但し、継続して四箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。

三 臨時的事業の事業所に雇用される者。但し、継続して六箇月をこえて雇用されるべき場合は、この限りでない。

2 前条の被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊属、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子であつて、もつばら被保険者によつて生計を維持する者並びに被保険者と同一の世帯に属し、もつばらその者によつて生計を維持する者とする。（准用規定）

第三条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四条から第六条まで、第七条から第九条ノ二まで、第十一条ノ三及び第十一条ノ四の規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第七条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」とあるのは、「被扶養者ニ係ル保険給付」と読み替へるものとす。

第二章 被保険者

第四条 日雇労働者健康保険の被保険者は、政府とする。（保険施設の設置）

第五条 政府は、厚生省令の定めるところにより、被保険者及び被扶養者に利用させるために、被保険者及び被扶養者の疾病若しくは負傷の療養若しくは被保険者及び被扶養者の健康の保持増進のため必要な施設をし、又はこれに必要な費用の支出をすることが出来る。

第六条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に關するものについては、あらかじめ、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律（昭和二十五年法律第四十七号）に規定する社会保険審議会に諮問するものとする。（職権の委任等）

第七条 政府は、政令の定めるところにより、この法律に規定するその職権の一部又はこの法律の規定によるその事務の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第三章 被保険者（被保険者）

第八条 左の各号の一に該当する事業所（事務所を含む。以下同じ。）に雇用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 左に掲げる事業（事業主が因

又は法人であるものを除く。）  
以外の事業の事業所であつて、  
五人以上の労働者（日雇労働者  
を含む。）を雇用するもの  
イ 土地の耕作若しくは開墾又  
は植物の栽植、栽培、採取若  
しくは伐採の事業その他の農  
林の事業  
ロ 動物の飼育又は水産動植物  
の採捕若しくは養殖の事業そ  
の他の畜産、養蚕又は水産の  
事業

二 前号に該当する事業所以外の  
事業所であつて、健康保険法第  
十五條又は第十六條の規定によ  
る健康保険の被保険者を雇用す  
る事業所  
（被保険者から除外される者）

第九條 日雇労働者であつて、左の  
各号の一に該当するものは、前條  
の規定にかかわらず、日雇労働者  
健康保険の被保険者となし、  
一 國又は地方公共団体の事務所  
に雇用される者であつて、他の  
法律に基く共済組合の組合員で  
あるもの  
二 健康保険法第二十條の規定に  
より健康保険の被保険者となつ  
てゐる者

三 第十二條の受給要件を充たす  
ことが困難であると認められる  
者であつて、厚生大臣の承認を  
受けたもの  
（被保険者手帳）

第十條 日雇労働者は、前一條の規  
定により被保険者となつたとき  
は、被保険者となつた日から起算  
して五日以内に、厚生省令の定め  
るところにより、日雇労働者健康

保険被保険者手帳（以下「被保険者  
手帳」といふ。）の交付を申請しな  
ければならない。但し、すでに被保  
険者手帳の交付を受けているとき  
は、交付を受けた日から起算して  
六箇月の間は、この限りでない。  
二 被保険者は、すでに被保険者手  
帳の交付を受けている場合におい  
てその交付を受けた日から起算し  
て六箇月を経過したときは、五日  
以内に、厚生省令の定めるところ  
により、被保険者手帳の交付を申  
請しなければならない。  
三 政府は、前二項の申請があつた  
ときは、遅滞なく被保険者手帳を  
交付しなければならない。  
四 被保険者手帳の様式及び交付そ  
の他被保険者手帳に關して必要な  
事項は、厚生省令で定める。  
第四章 保険給付  
（保険給付の種類）  
第十一條 保険給付の種類は、左の  
通りとする。  
一 療養の給付又は療養費の支給  
二 傷病手当金の支給  
三 埋葬料又は埋葬費の支給  
四 分べん費及び出産手当金の支  
給  
五 保育手当金の支給  
六 産院への収容  
七 家族療養費の支給  
八 家族埋葬料の支給  
九 配偶者分べん費の支給  
十 配偶者は育手当金の支給  
（受給要件）  
第十二條 被保険者が保険給付を受  
けるには、被保険者が業務外の事  
由により疾病にかかり、負傷し、  
若しくは死亡し、被扶養者が疾病

にかかり、負傷し、若しくは死亡  
し、又は被保険者若しくは被扶養  
者が分べんした日の属する月の前  
二箇月間に通算して二十四日分以  
上又は当該月の前六箇月間に通算  
して六十日分以上の保険料が、当  
該被保険者について、第三十三條  
から第三十五條まで又は第四十一  
條、第四十二條並びに第三十四條  
第二項及び第三項に係る第四十四  
條の規定により納付されていなか  
ればならない。  
第十三條 被保険者の疾病又は負傷  
に關しては、左に掲げる療養の給  
付を行う。但し、歯科診療にあつ  
ては、補てつを除く。  
一 診察  
二 薬剤又は治療材料の支給  
三 処置、手術その他の治療  
四 病院又は診療所への収容  
五 看護  
六 移送  
二 前項第四号から第六号までの給  
付は、政府が必要と認めた場合に  
限り行ふものとする。但し、厚生  
省令で定める場合は、この限りで  
ない。  
（療養の給付の受給）  
第十四條 被保険者が前條第一項第  
一号から第四号までの給付を受け  
ようとするときは、厚生省令の定  
めるところにより、健康保険法の  
規定により指定された保険医（以  
下「保険医」といふ。）及び保険薬  
劑師（以下「保険薬劑師」といふ。）  
並びに同法第四十三條ノ二第一項  
に規定する政府である保険者の指  
定する者（以下「政府の指定する

者」といふ。）のうち自己の選定し  
た者について受けるものとする。  
二 前項の規定により給付を受ける  
者は、その給付を受ける際、第十  
六條第二項に規定する厚生大臣の  
定めるところにより算定される初  
診料の額に相当する額を、一部負  
担金として、支払わなければならない。  
（保険医又は保険薬劑師の療養の  
担当）  
第十五條 保険医又は保険薬劑師  
は、健康保険法の規定に従つて、  
被保険者及び被扶養者の療養を担  
当しなければならない。  
二 健康保険法第四十三條ノ四第三  
項の規定は、前項の場合に準用す  
る。  
（診療の報酬）  
第十六條 保険医若しくは保険薬劑  
師又はこれらの者を使用する者  
が、療養の給付に關して政府に請  
求すべき額は、療養に要する費用  
から一部負担金に相当する額を控  
除した額とする。  
二 前項の療養に要する費用は、健  
康保険法第四十三條ノ六第二項に  
規定する厚生大臣の定めるところ  
により、政府が算定する。  
（療養費の支給）  
第十七條 政府は、療養の給付を行  
ふことが困難であると認めたと  
き、又は被保険者が緊急その他  
やむを得ない事由のため、保険  
医及び政府の指定する者以外の医  
師、歯科医師その他の者の診療若  
しくは手当を受けた場合におい  
て、必要であると認めたとときは、  
療養の給付に代えて、療養費を支

給することができる。  
二 前項の規定により支給する療養  
費の額は、療養に要する費用から  
一部負担金に相当する額を控除し  
た額を標準として、政府が定め  
る。但し、現に要した費用をこえ  
ることができない。  
三 前項本文の療養に要する費用  
は、健康保険法第四十四條ノ二第  
三項及び第四十三條ノ六第二項に  
規定する厚生大臣の定めるところ  
により、政府が算定する。  
（傷病手当金）  
第十八條 被保険者が療養のため勞  
務に服することができないとき  
は、その日から起算して第四日か  
ら労働に服することのできなかつ  
た期間、傷病手当金として、一日  
につき、百五十円を当該被保険者  
に支給する。  
二 健康保険法第四十六條及び第四  
十七條の規定は、前項の場合に準  
用する。この場合において、第四  
十六條中「標準報酬日額ノ百分ノ  
四十二に相当スル金額」とあるのは  
「百円」と、第四十七條第一項中  
「六月」とあるのは「二月」と、  
同條第二項中「二年六月」とある  
のは「六月」と読み替へるものと  
する。  
（埋葬料又は埋葬費）  
第十九條 被保険者が死亡したとき  
は、被保険者によつて生計を維持  
していた者であつて埋葬料を行ふ  
のに対して、埋葬料として七千五  
百円を支給する。  
二 被保険者が死亡した場合におい  
て、前項の規定により埋葬料の支  
給を受けるべき者がいないときは、

給することのできる。  
二 前項の規定により支給する療養  
費の額は、療養に要する費用から  
一部負担金に相当する額を控除し  
た額を標準として、政府が定め  
る。但し、現に要した費用をこえ  
ることができない。  
三 前項本文の療養に要する費用  
は、健康保険法第四十四條ノ二第  
三項及び第四十三條ノ六第二項に  
規定する厚生大臣の定めるところ  
により、政府が算定する。  
（傷病手当金）  
第十八條 被保険者が療養のため勞  
務に服することができないとき  
は、その日から起算して第四日か  
ら労働に服することのできなかつ  
た期間、傷病手当金として、一日  
につき、百五十円を当該被保険者  
に支給する。  
二 健康保険法第四十六條及び第四  
十七條の規定は、前項の場合に準  
用する。この場合において、第四  
十六條中「標準報酬日額ノ百分ノ  
四十二に相当スル金額」とあるのは  
「百円」と、第四十七條第一項中  
「六月」とあるのは「二月」と、  
同條第二項中「二年六月」とある  
のは「六月」と読み替へるものと  
する。  
（埋葬料又は埋葬費）  
第十九條 被保険者が死亡したとき  
は、被保険者によつて生計を維持  
していた者であつて埋葬料を行ふ  
のに対して、埋葬料として七千五  
百円を支給する。  
二 被保険者が死亡した場合におい  
て、前項の規定により埋葬料の支  
給を受けるべき者がいないときは、

埋葬を行つた者に対し、七千五百円の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 前二項の規定は、第十二条の規定により疾病、負傷又は分べんに關し保険給付を受けることができずる被保険者が、当該疾病にかかり、負傷し、又は分べんした日後三箇月以内に死亡した場合に準用する。

(分べん費及び出産手当金)  
第二十条 被保険者が分べんしたときは、分べん費として、三千七百五十円を当該被保険者に支給する。

2 前項の場合においては、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において労働に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき百五十円を当該被保険者に支給する。

(は育手当金)  
第二十一条 被保険者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、は育手当金として、分べんの日から起算して引き続き六箇月間は育している期間一箇月につき二百円を当該被保険者に支給する。但し、その期間が一箇月に満たないときは、一箇月とする。

(産院への収容)  
第二十二条 政府は、被保険者を産院に収容することができる。

2 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき分べん費の額は、第二十条第一項の規定により支給すべき金額

の半額に相当する金額とする。  
3 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に対して支給すべき出産手当金については、第十八条第二項(健康保険法第四十七条に保る部分を除く)の規定を準用する。

(出産手当金と傷病手当金との競合)  
第二十三条 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

(療養の給付の期間)  
第二十四条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に關しては、その開始の日から起算して六箇月を経過したときは、行わぬ。

(準用規定)  
第二十五条 健康保険法第五十八条及び第五十九条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

(家族療養費)  
第二十六条 被扶養者が保険医及び保険薬剤師並びに政府の指定する者のうち自己の選定した者について療養を受けたときは、被保険者に対し、家族療養費として、療養に要する費用の百分の五十に相当する額を支給する。但し、現に支払うべき療養に要した費用の百分の五十に相当する額をこえることができない。

2 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第五十九条ノ二第五項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。  
3 第十三条、第十四条第一項、第

十七条及び第二十四条並びに健康保険法第五十九条ノ二第三項及び第四項の規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、第十七条第二項中「費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「費用」と読み替へるものとする。

(家族埋葬料)  
第二十七条 被扶養者が死亡したときは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千円を支給する。

(配偶者分べん費)  
第二十八条 被保険者の配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。

(配偶者は育手当金)  
第二十九条 被保険者の配偶者が分べんした場合において、その出生児をほ育したときは、被保険者に対し、配偶者は育手当金を支給する。

2 前項の配偶者は育手当金の支給に關しては、第二十一条の規定を準用する。

(準用規定)  
第三十条 健康保険法第五十九条ノ五から第六十九条ノ二までの規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第五十九条ノ五第一項中「第五十九条ノ二第一項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条第一項」と、第六十二条第三項中「第四十六条並に第五十一条第二項及第三項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十八条第二項(健康保険法第四十七条ニ係ル部分ヲ除ク)並

ニ第二十二條第二項及第三項」と、同条第四項中「第一條第一項後段ノ」とあるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条乃至第二十九条ニ規定スル」と、第六十六条第一項中「及哺育手当金」とあるのは「哺育手当金及配偶者哺育手当金」と、「第四十九條第二項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第十九條第二項(同條第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」と、同条第二項中「哺育手当金」とあるのは「哺育手当金及配偶者哺育手当金」と読み替へるものとする。

第五章 費用の負担  
第三十一条 国庫は、保険給付に要する費用の二分の一を負担する。

2 国庫は、前項の費用の外、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

(保険料の徴収)  
第三十二条 政府は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額及び保険料の負担)  
第三十三条 保険料額は、一日につき十六円とし、被保険者及び事業主がその半額ずつを負担する。

(保険料の納付義務及び納付の方法)  
第三十四条 事業主は、被保険者を雇用する日ごとに、その者及び自己の負担する保険料を、日雇労働者健康保険印紙(以下「保険印紙」という)をもつて納付しなければならない。

の事業所に雇用される場合においては、はじめにその者を雇用する事業主につき、前項の規定を適用する。

3 事業主は、保険料を納付するには、被保険者が所持する被保険者手帳に保険印紙をちよう付し、これに消印しなければならぬ。

4 事業主は、日雇労働者を雇用する場合においては、その所持する被保険者手帳を提出させなければならない。その提出を受けた被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

5 保険印紙その他保険料の納付の手續に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

(賃金からの保険料控除)  
第三十五条 事業主は、被保険者に賃金を支払う場合においては、前条第一項又は第二項の規定により納付すべき被保険者の負担に係る保険料に相当する額をその賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、保険料控除に關する計算書を作成し、その控除額を被保険者に知らせなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)  
第三十六条 事業主が、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その調査に基いて、その納付すべき保険料額を決定する。  
2 事業主が、正当な事由がないと認められるにかかわらず、第三十四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、厚生省令

の定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。但し、当該保険料額が百円未満であるときは、又は当該追徴金額が十円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の追徴金の計算において、第一項の規定により決定された保険料額に百円未満の端数があるときは、又は前項の規定により計算した追徴金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 第一項の規定により決定された保険料額及び前二項の規定により計算された追徴金は、その決定がされた日から十四日以内に、政府に納付しなければならない。

(保険料等の督促及び滞納処分)  
第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定により督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分等の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在

地の市町村(東京都の区のある区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ)に対しては、その処分を請求することができる。

4 政府が前項の規定により市町村に対し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを処分する。この場合において、政府は、徴収金額の百分の四を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)  
第三十八条 前条第一項及び第二項の規定により督促をしたときは、政府は、徴収金額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金額は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、徴収金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 延滞金は、左の各号の一に該当する場合又は滞納についてやむを得ない事情があると認められる場合においては、徴収しない。  
一 納入告知書一通の徴収金額が百円未満であるとき。  
二 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき。

三 納付義務者の住所及び居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに不明のため、公示送達の方法によつて、納入の告知又は督促をしたとき。  
四 延滞金額が十円未満であるとき。

5 延滞金額に十円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。  
(帳簿の備付及び報告)  
第三十九条 事業主は、被保険者を雇用した場合は、厚生省令の定めるところにより、その事業所ごとに保険印紙の受払に関する帳簿を備え付け、その受払状況を翌月末日までに政府に報告しなければならない。

第六章 認可による被保険者に関する特例  
(認可による被保険者)  
第四十条 第八条に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、左の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、この章の定めるところによる。

一 労働組合の組合員であること。  
二 その所属する労働組合の組合員全部が被保険者となることについて厚生大臣の認可を受けたこと。

2 前項に規定する日雇労働者をもつて組織する労働組合は、所属組合員の二分の一以上の者が希望するときは、同項第二号による認可の申請をしなければならない。  
3 厚生大臣は、左の各号の一に該当する場合には、第一項第二号の

認可を取り消すことができる。  
一 組合員が四人以下となつたとき。  
二 組合員の二分の一以上の者が希望するとき。  
三 第一項第二号に規定する厚生大臣の認可を受けた組合(以下「認可組合」という。)が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。

4 前三項に規定するものの外、第一項第二号の認可及びその取消に關し必要な事項は、政令で定める。  
(保険料の負担)  
第四十一条 認可組合の組合員である被保険者(以下第四十四条まで及び第四十九条第二項において「組合員被保険者」という。)に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該組合員被保険者の負担とする。  
(保険料の納付義務及び納付の方法)  
第四十二条 認可組合は、組合員被保険者が雇用される日ごとに、組合員被保険者が負担すべき保険料を、組合員被保険者に代つて、保険印紙をもつて納付しなければならない。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。  
(組合員被保険者の償還義務)  
第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

(適用規定)  
第四十四条 第十条第一項、第三十四条第三項及び第四項、第三十六条並びに第三十九条の規定の適用については、認可組合を事業主とみなす。この場合において、第十条第一項中「前二条の規定により被保険者となつたとき」とあるのは「被保険者となつたとき」と、第三十四条第四項中「日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保険者手帳」とあるのは「被保険者の所持する被保険者手帳」と、第三十六条中「第三十四条」とあるのは「第四十二条」と、第三十九条中「事業主は、被保険者を雇用した場合」とあるのは「事業主は、」と、「その事業所」とに「認可組合」とあるのは「認可組合」と読み替へるものとする。

2 第三条において準用する健康保険法第八条、第八条ノ二及び第九条の規定並びに第四十七条において準用する同法第八十三条ノ九第一項の規定は、同法第八条中「被保険者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ヲシテ其ノ所属スル者」と、同法第八ノ二及び第八十三ノ九第一項中「事業主」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又ハ被保険者ヲシテ其ノ勤務場所」とあるのは「若ハ被保険者ヲシテ其ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ノ事務所」と読み替へて適用するものとする。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。  
(組合員被保険者の償還義務)  
第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。  
(組合員被保険者の償還義務)  
第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

3 同一人が、一日において、第八

条の規定による被保険者として同  
条に規定する事業所に雇用され、  
及び組合員被保険者として雇用さ  
れた場合における第三十四条及び  
第四十二条の規定の適用について  
は、認可組合を組合員被保険者を  
雇用する事業主とみなし、第三十  
四条第二項の規定を適用する。

4 第二十五条中健康保険法第五  
九条に係る部分の規定は、組合員  
被保険者に係る日雇労働者健康保  
険については適用しない。

第七章 審査の請求及び訴訟  
(保険給付に関する不服の申立)  
第四十五条 保険給付に関する決定  
に不服のある者は、社会保険審議  
会、社会保険医療協議会、社会保  
険審査官及び社会保険審査会の設  
置に関する法律に規定する社会保  
険審査官の審査を請求し、その決  
定に不服のある者は、同法に規定  
する社会保険審査会にさらに審査  
を請求することができる。

2 前項の規定により社会保険審査  
官に審査を請求した日から六十日  
を経過しても、審査の決定書の交  
付がないときは、当該審査の請求  
をした者は、社会保険審査官が審  
査の請求を棄却したものとみなし  
て、社会保険審査会にさらに審査  
を請求することができる。

3 第一項又は前項の規定による社  
会保険審査会の決定に不服のある  
者は、裁判所に訴を提起すること  
ができる。

4 第一項又は第二項の規定による  
審査の請求は、時効の中断に関し

ては、裁判上の請求とみなす。  
(保険料の徴収等に関する不服の  
申立)

第四十六条 保険料その他この法律  
の規定による徴収金の賦課若しく  
は徴収の処分又は第三十七条の規  
定による処分に関する不服のある者は、  
社会保険審査会に審査を請求する  
ことができる。

(准用規定)  
第四十七条 健康保険法第八十三  
条ノ六から第八十三条ノ十三まで、  
第八十六条及び第八十六条ノ二の  
規定は、前二条の規定による審査  
の請求及び訴訟に関して準用す  
る。

第八章 罰則  
(関係公務員に対する罰則)  
第四十八条 当該公務員又はその職  
にあつた者が、故なく、第三条に  
おいて準用する健康保険法第九条  
ノ二の規定による診療録の検査に  
関し知得た医師若しくは歯科医  
師の業務上の秘密又は個人の秘密  
を漏らしたときは、一年以下の懲  
役又は三万円以下の罰金に処す  
る。

2 職務上前項の秘密を知得した公  
務員又は公務員であつた者が、故  
なく、その秘密を漏らしたときは、  
前項と同様とする。  
(事業主に対する罰則)  
第四十九条 被保険者を雇用する、  
又は雇用した事業主が、左の各号  
の一に該当する場合には、六箇月  
以下の懲役又は三万円以下の  
罰金に処する。

一 第三条において準用する健康  
保険法第八条又はこの法律の第

四十七条において準用する健康  
保険法第八十三条ノ九第一項の  
規定による報告をせず、若しく  
は虚偽の報告をし、文書を提示  
せず、若しくは虚偽の記載をし  
た文書を提出し、又は出頭しな  
いとき。

二 第三条において準用する健康  
保険法第九条の規定による質問  
に対して、答弁をせず、若しく  
は虚偽の陳述をし、又は検査を  
拒み、妨げ、若しくは忌避した  
とき。

三 第三十四条第三項の規定に  
違反して保険印紙をちよふ付せ  
ず、又は消印しなかつたとき。

四 第三十九条の規定に違反して  
帳簿を備へ付けず、又は報告を  
せず、若しくは虚偽の報告をし  
たとき。

2 認可組合については、前項中  
「被保険者を雇用する、又は雇用  
した事業主」とあるのは「組合員  
被保険者に係る認可組合」と読み  
替へて、同項の規定を適用する。  
(事業主以外の者に対する罰則)  
第五十条 前条に規定する者以外の  
者で、被保険者、保険給付を受く  
べき者その他の関係者が、左の各  
号の一に該当するときは、六箇月  
以下の懲役又は一万円以下の罰金  
に処する。

一 第三条において準用する健康  
保険法第八条ノ二又はこの法律  
の第四十七条において準用する  
健康保険法第八十三条ノ九第一  
項の規定による申出、届出若し  
くは報告をせず、虚偽の申出、  
届出若しくは報告をし、文書の

提出をせず、若しくは虚偽の記  
載をした文書を提出し、出頭せ  
ず、又は医師の診断を拒んだと  
き。

二 第三条において準用する健康  
保険法第九条又は第九條ノ二の  
規定による質問に対して、答弁  
をせず、若しくは虚偽の陳述を  
し、又は検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避したとき。

三 第十条の規定による申請をせ  
ず、又は虚偽の申請をしたと  
き。

(両罰規定)  
第五十一条 法人の代表者又は法人  
若しくは人の代理人、使用人その  
他の従業者が、その法人又は人の  
業務に関し、前二条の違反行為を  
したときは、行為者を罰するの  
外、その法人又は人に対して、各  
本条の罰金刑を科する。但し、法  
人又は人の代理人、使用人その他  
の従業者の当該違反行為を防止す  
るため、当該業務に対し相当の注  
意及び監督が尽されたことの証明  
があつたときは、その法人又は人  
については、この限りでない。

2 法人でない団体の代表者、管理  
人、代理人、使用人その他の従業  
者が、その団体の業務に関し、前  
二条の違反行為をしたときは、行  
為者を罰するの外、その団体に對  
して、各本条の罰金刑を科する。  
この場合においては、前項但書の  
規定を準用する。

3 前項の場合においては、代表者  
又は管理人が、その訴訟行為につ  
きその団体を代表する外、法人を  
被告人又は被疑者とする場合の訴

訟行為に関する刑事訴訟法(昭和  
二十三年法律第三十一号)の規  
定を準用する。

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、昭和二十八年九月  
十五日から施行する。  
(健康保険法の一部改正)  
2 健康保険法の一部を次のように  
改正する。

第十三条を次のように改め  
る。

第十三条 五人以上ノ労働者(第  
十三條ノ二第一項第二号乃至第  
四号ノ二ニ該当スル者ヲ含ム)  
ヲ使用スル左ノ各号ノ一ニ該  
当スル事業以外ノ事業ノ事業所  
(事務所ヲ含ム以下同ジ)ニ使  
用セラルル者ハ健康保険ノ被保  
険者トシ但シ困又ハ法人タル事  
業主ノ事業所ニ使用セラルル者  
ハ此ノ限ニ在ラズ

一 土地ノ耕作若ハ開墾又ハ植  
物ノ栽植、栽培、採取若ハ伐  
採ノ事業其ノ他ノ農林ノ事業  
二 動物ノ飼育又ハ水産動物  
ノ畜産、養蚕又ハ水産ノ事業  
(国民健康保険法の一部改正)  
3 国民健康保険法(昭和十三年法  
律第六十号)の一部を次のように  
改正する。

第八条ノ十五第一項第一号、第  
十四条第一項第一号及び第三十七  
条ノ四第一項第一号中「健康保険  
ノ被保険者」の下に、「日雇労働  
者健康保険ノ被保険者」を加え  
る。

4 (地方自治法の一部改正)  
地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第三第一号中(五十一)の次に次のように加える。

(五十一)の二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

別表第四第二号中(二十四)の次に次のように加える。

(二十四)の二 日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行うこと。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)  
社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

6 (地方財政法の一部改正)  
地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条の四第六号中「健康保険」の下に「日雇労働者健康保険」を加える。

7 (印紙をもつてする歳入金納付に關する法律の一部改正)  
印紙をもつてする歳入金納付に關する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第三十八條の十二第一項」の下に「又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)第三十四條第一項若しくは第四十二條第一項を加え、同条第二項中「及び失業保険法」を「失業保険法」に改め、「失業保険印紙」の下に「並びに日雇労働者健康保険法第三十四條第一項及び第四十二條第一項に規定する日雇労働者健康保険印紙」を加える。

第三条第一項中「郵政大臣が労働大臣に協議して指定する」を「労働大臣に協議して、日雇労働者健康保険印紙は、厚生大臣に協議して、それぞれ郵政大臣が指定する」に、同条第二項中「及び失業保険印紙」を「失業保険印紙及び日雇労働者健康保険印紙」に改める。

8 (厚生省設置法の一部改正)  
厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十五條第五十七号を次のように改める。

五十七 健康保険(日雇労働者健康保険を含む)及び船員保険に關し、療養に要する費用を定めること。

第五十五條第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 政府の管掌する健康保険並びに日雇労働者健康保険及び船員保険に關し、診療契約を締結すること。

第五條第六十二号中「厚生年金保険」を「日雇労働者健康保険、厚生年金保険」に改める。

第十四條第二号の次に次の一号を加える。

二の二 日雇労働者健康保険事業を行うこと。

第二十九條第一項の表の社会保険審議會の項中「船員保険事業」を「日雇労働者健康保険事業、船員保険事業」に、同表の社会保険審査会の項中「健康保険」を「健康保険、日雇労働者健康保険」に改める。

(社会保険審議會、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律の一部改正)  
社会保険審議會、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に關する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「健康保険事業」を「健康保険事業(日雇労働者健康保険事業を含む。以下同じ)」に改める。

第三条中「健康保険」を「健康保険(日雇労働者健康保険を含む。以下同じ)」に改める。

第二十三條中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を、「健康保険法第十一條ノ二、」の下に「日雇労働者健康保険法第三十七條第三項及び第四項」を加える。

(結核予防法の一部改正)  
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」

の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

(所得税法の一部改正)  
所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 日雇労働者健康保険法の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の保険料

(地方税法の一部改正)  
地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二條第三号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)」を加える。

第六百七十二條第三号、第七百四十四條第十一項及び第七百七十七條第四項中「健康保険法」の下に「日雇労働者健康保険法」を加える。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)  
国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項第七号中「延滞金」の下に「並びに日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第 号)第三十六條第二項及び第三十八條第一項の規定により徴収する追徴金及び延滞金」を加える。

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局